

小石川養生所の絵図面を中心とした建築的史料の検討と復元的考察

福濱 嘉宏

はじめに

東京大学白山キャンパス、すなわち「東京大学大学院理学系研究科附属植物園本園」は、江戸幕府が開いた「小石川御薬園」に由来する。本稿で扱う「小石川養生所」の敷地は、この御薬園のほぼ中央の一区画が充てられていた。現在、養生所の遺構は失われており、「小石川養生所の井戸」のみが養生所の存在した位置を示すに過ぎない。しかしながら、養生所の建築や運営の様子がまったく不明かといえはそうでもない。なぜならば養生所に関しては幸いなことに比較的多くの史料が残されており、それによって往時の姿を考察する事が可能だからである。

養生所は町奉行の管轄に置かれていたので、その活動については詳細な記録が作成されてきた。その大部分は町奉行所の他の記録とともに明治新政府に引き継がれ、『旧幕府引継書』と称されて、現在は国立国会図書館の所蔵となっている。養生所に関する史料の大

多数が、この『旧幕府引継書』に収められた、各『撰要類集』と『書留』に由来すると言つてよい。このうち建築工事に関わるものとして、養生所が新築、修繕、建替される際に作成された何書やその回答、あるいは、入札・発注時の記録などが残されている。また、これらには、「絵図面」、「仕様書」、「内訳書」などの建築図書が添付されていたことも記録により明らかである。絵図面は、養生所が高級な建築ではないこともあつて平面図のみであり、高さ関係の情報は仕様書で補うことになる。内訳書は工事費を記したものであるが、今日からみれば概略的なものである。これらの史料は、もともと工事の度に揃つて作成されたものであるが、多くが散逸しており一式が揃っていることは稀である。特に時代を遡るほど、この傾向は当然ながら強くなる。

本稿では、前半部において現存する史料を解説しながら養生所の建築の様相を考察し、後半部においては現存が確認できないため、

内容が不明となっている絵図の推定を試みている。この推定は、史料の分析に基づくものであり、正確さを目標にしている。そのために成果は限定的であり、建築総体を再現するには遠く及ばず、一般的な復元の印象と異なると思われるが、絵図面を再現しているという点で「復元」である。

本題に入る前に、養生所に関する概略的な理解を読者に供するため、「小石川養生所」の解説の一例を紹介しておく。事典よりの引用であるが内容の正誤はここでは問わない。

「江戸時代に幕府が小石川薬園内に設けた貧窮病人の施療所。一七二二年（享保七）正月、一町医の小川笙船（一六七二—一七六〇）が目安箱に投じた上書が契機となって設置をみた。町奉行の支配に属し、与力二人、同心六人が養生所掛として勤めた。収容規模は最初四〇人、翌年には一〇〇人、二九年一五〇人となったが、三三年から一一七人となり、以後幕末まで変わらなかった。医師は九名（のち五名）で本道、外科、眼科に分かれ、小川笙船の子孫が代々勤めたほか、寄合医師、小普請医師らであったが、一八四三年（天保一四）以降は町医師となった。運営費は最初は一か年七五〇両であったが、宝暦（一七五一—一七六四）年中より八四〇両とし、その金額は幕末まで変わらなかった。設立当初は入所希望者は多かったが、幕末では約半数となっている。天保（一八三〇—一八四四）ころの内部は不衛生で、看病中間の腐敗も甚だしかったという。」

（南和男、日本大百科全書 八、小学館、昭和六一年）

一・小石川養生所に関する史料について

享保七年の計画段階から幕末までの史料のうち、絵図面を中心に史料の制作年代、作者、制作の目的などを考察しつつ、養生所の建築の変遷を明らかにしようと思う。養生所の建築は病室部門と管理部門の二つに分けられるが、創建時を除いてこれらの建築工事は別々におこなわれ、史料のほとんどが病室部門に関するものである。管理部門に関する記録も残っているが、幕末の一時期に限られているため、変遷を考察するには至らない。そこで、本稿では対象を病室部門に限定しておく。

本稿で取り上げる絵図面の一覧を表1に示す。これらの絵図は全体平面図と呼びうるものであるが、先ほど述べたように管理部門の描かれていないものが多い。

（一）「屋敷渡預繪圖證文 享保七寅年」（図1、国立国会図書館蔵）

この史料は「地割方」によって作成されたもので、養生所の敷地が町奉行所に預け渡されたことを示すものである。證文の日付は享保七年八月十七日となっており、この日より小石川御薬園を分割して養生所の敷地にあてることを表すものである。養生所は当初「施薬院」と呼ばれ、享保七年二月から具体的な計画が開始された。同年七月には「施薬院は小石川御薬園之内にて御普請被仰付候積、則施薬院住居之繪圖差上申候。」（『享保撰要類集二十八ノ上』）と、小石川御薬園内に建設されることが決定していたことがわかる。この時点で施薬院の建築図「施薬院住居之繪圖（現存せず）」、くわえて

予算書が作成されていることを考慮すると、敷地が御薬園内に決まったのは、さらに早い時期である。実際、六月に養生所に詰める役人の食事について検討されているが、このとき薬園預り役の岡田利左衛門の世話にはならないと町奉行から有馬兵庫頭に上申されていることから、六月には決まっていたことがわかるが、これより以前については不明である。

この「屋敷渡預繪圖證文」(図1)によって敷地の正確な面積や形状を知ることができる。それによると「施薬院屋舗」は「坪数千坪」であり、東西「三十一間一尺五寸」、南北「三十二間」のほぼ正方形であった。ちなみに、東西と南北の長さに四尺五寸の差が見られるが、これを間で表記すると三二・二五間と三二・二間となり、これらに乗じて得られる面積は精確な千坪である。逆にいうと小石川養生所の敷地は、千坪の土地を分割することが与条件としてあり、形状



図1 『屋敷渡預繪圖證文 享保七寅年』(国会図書館蔵、請求記号 807-1、永統的識別子: ndljp/pid/2547861)

として厳密な正方形が選択されたが、計算上の利便のためにわずかな差を持つものとなったと考えられるのである。

敷地が千坪の正方形であることは、「施薬院住居之繪圖」と無関係ではなく、この敷地にあわせて建築物の配置や形状が決められたと考えるべきである。

なお、図1では東西南北の表記がなされているが、敷地は子午線に対して約四十五度に振れているため、直角にずれた表記をしている図(図3と図4)もある。本稿では建築の呼称の関係から図1の呼び方に統一して論を進める。

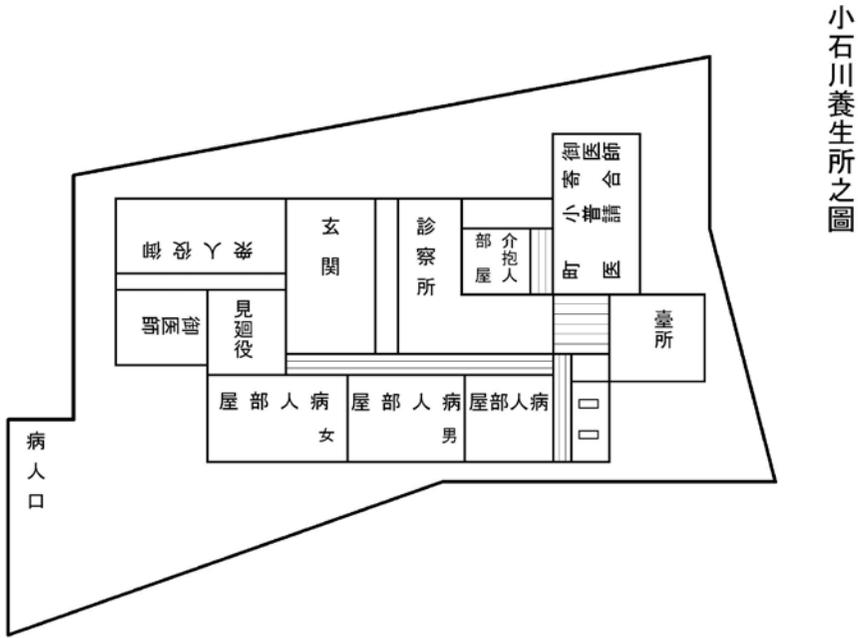
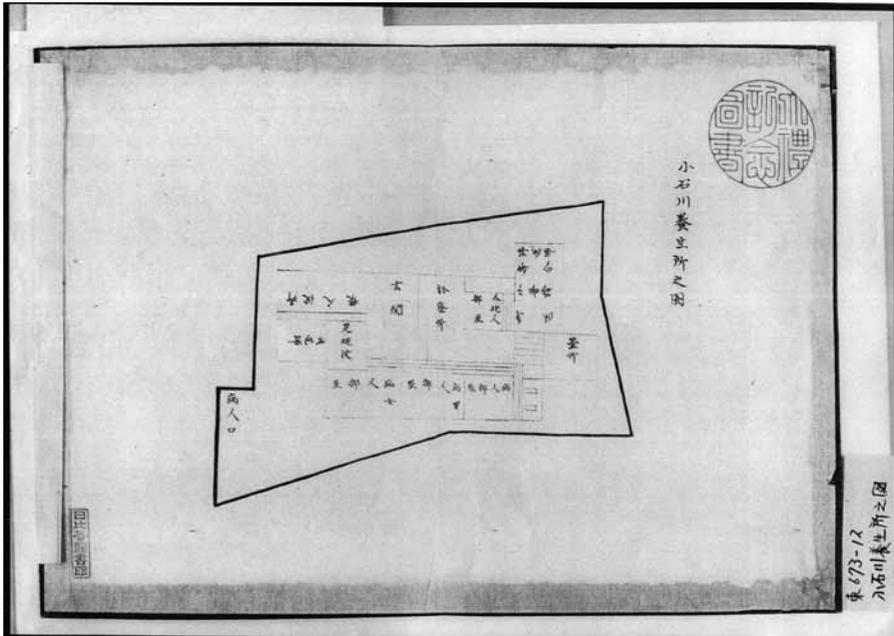
(二) 「小石川養生所之圖」(図2、東京都立中央図書館蔵)

東京都立中央図書館が所蔵する「小石川養生所之圖」は、多くの文献において創建時の図と説明され、かつ引用されることが多い史料である。さらには、この図を基に復元図や復元模型までが制作されている例もあり、現在もつとも正統的と考えられているものである。しかしながら、結論から言うと、この図は近代以降に捏造されたものであり、養生所の歴史的事実を何ら反映していないのである。

この図は、『東京誌料』すなわち、大正天皇即位記念の御下賜金をもとに古書商から購入した江戸に関する史料の一つである。図の右上の「大礼記念図書」の印形はその時に捺されたものである。これにより、本稿ではこの図を「大礼記念図書の図」と呼ぶことにする。

大礼記念図書の図が購入された時期は明確ではないが、東京誌料全体の購入時期が大正五(一九一六)年から昭和十九(一九四四)

図2 「小石川養生所之圖」(大禮記念図書、東京都立中央図書館特別文庫室所蔵、東京誌料 673-12)



小石川養生所之圖

年の間であるからその期間ということになる。所蔵元や購入先も不明である。東京都立図書館発行の『東京誌料分類目録その一』（昭和三十四年）では、この図の年代を「享保七年」としているが、図には年代や制作者を示すようなものは何も記されていない。奉行所が作成した他の史料と異なり、ヤケや虫食いなどの損傷がないので、享保に制作され通常の環境下で保管されてきたものとは考えることは難しい。

大札記念図書の図は単独で所蔵されているのではなく、「養生所ノ始末」という表題の約九百字の文章を綴った野紙一枚が添付されている。この文書にも署名はない。この文章の末尾に「享保七年ハ紀元二千三百八十二年ニシテ西曆千七百二十三（ママ）年ナリ今ヲ去ル事約二百年前」と書かれているから、一九二〇年頃の作とみなされ、ちょうど史料購入の期間にあたる。実は、この添付の文章は明治二十二年発行『江戸會誌第一冊第四号』に掲載された「養生所の始末」の一部をそのまま引用し、先述の「」内の年代に関する部分を後から付け加えたものである。『江戸會誌』の文章の著者は小宮山綴介（明治二十九年没）であることは、『法制論纂統編』（國學院、明治三十七年一月発行）に同一の文章が署名入りで掲載されていることから明らかである。東京都立中央図書館所蔵の「養生所ノ始末」は、原著者である小宮山とは時期的に無関係な引用であり、くわえて、「鎮臺府」を「鎮臺室」と誤るなど正確さに欠けるものである。

大札記念図書の図が実施されたものではないことは、そこに描か

れた不定形な敷地と『屋敷渡預繪圖證文』の正方形の敷地を比較すれば明らかである。実施ではないという指摘は、すでに南和男氏によつて昭和四十四年になされている。「養生所の収容者数は四〇人であり、その建物は柿葺の長屋で菓煎所が二カ所とあるだけで間取その他についての詳かな記録はみえない。日比谷（ママ）図書館所蔵の『小石川養生所之図』は、建物の規模と構成から、また医師が『寄合・小普請・町医』と三者が並んでみえるところから、設立当初の計画の段階におけるものであろう。」（南・『江戸の社会構造』、塙選書六十七、塙書房、昭和四十四年）

すなわち、南和男氏は大札記念図書の図を計画段階と見なしているのである。その根拠として、「寄合・小普請・町医と三者が並んでみえるところ」をあげているが、これは南氏がいうところの「同所の医師は、設立当初から天保十四年三月に町医師と交替するまで寄合医師・小普請医師が出仕していた」（南・養生所考（上）江戸幕府の社会事業、『国史学』、国史学会、昭和二十九年）ことが根拠であり、三者併用の実在が疑われることから計画段階と見なしたものと考えられる。ところが、『享保撰要類集二十八ノ上』には開設時に夜間の急患のため町医師や藩医を任用するといった記述があるうえ、「計画の段階」であるという結論に至るためには、根拠となる史料が存在して然るべきであるが、そのようなものは見当たらない。このため、本稿では医師の属性ではなく別の角度から、大札記念図書の図が「計画段階でもないこと」を考察する。

大札記念図書の図には「養生所之圖」と表題が書かれていること

に気づくが、これは室名の書き込みと同一の筆跡であるから図面作成時のものと考えられる。一方、養生所は当初の名称が「施薬院」というものであったが、後に「養生所」と呼ばれるようになったという事実がある。名称が変更された時期は、南和男氏の調査によると「私の見たかぎりでは、『養生所』の名称を用いたもつとも早い例は、同（筆者注・享保七）年十一月十七日町奉行より御側衆有馬兵庫頭氏倫に差出した『町触之案』であつて、これ以降の史料には施薬院の文字を使用していない。しかして同年七月以前の記録には、すべて施薬院と記していることから、養生所の名称をはじめで使用したのは同年七月以降十一月中旬までの間ということになる。」（南：昭和二十九年）という結論に至っている。つまり、享保七年七月以前はすべて「施薬院」であり、同年十一月以降はすべて「養生所」と呼ばれ、その間の期間は結論が出ないというわけである。南氏の分析を補うならば、先ほどの『屋敷渡預繪圖證文』の図中には「施薬院」と書き込まれているから「施薬院」の使用は八月十七日まで時期を下げることができる。

そして、その前月の七月には「施薬院住居之繪圖」が存在し、この図による建築は「金式百拾兩三分銀拾式匁余、是は施薬院こけら葺に仕、惣御普請御入用」とあり、開設後に入れられた朱書で「病人四拾人之積にて長屋相建候処、段々相増候」とあるから「施薬院住居之繪圖」が間違いなく実施されたことがわかる。つまり、「計画段階」は遅くとも七月以前ということになり、大札記念図書が計画段階ならば「養生所」と書かれるはずはないのである。した

がつて、実施でもなく、計画段階でもない図面、それが大札記念図書の図の位置付けなのである。

余談になるが、『旧幕府引継書』内では「施薬院」から「養生所」という呼称の変更が享保七年に見られるのであるが、民間まで対象を広げると事情は異なってくる。安政年間や弘化年間に作成された江戸の地図などでは「セヤクイン」と記入しているものがあり、養生所の公式名称と民間の呼称の間に不一致があつたことが伺えるのである。幕府の記録でも、天保五年の入札で請負人（町人）は宛先を「御薬院 御役所」としているが、これも施薬院に類する呼称であろう。

また、史料を検討するまでもなく常識的に見て、大札記念図書の図には真实性を疑うべき点が多い。たとえば、病人部屋と管理部門が同じ棟で中廊下を挟んで接していること、男女の病人部屋が並んでいること、便所がすべての部門の共有であることなど、防犯、衛生、風紀の面で非現実的というほかはないのである。

大札記念図書の図が捏造であるとして、作者は何者なのか。図中に「御役人衆」、「御医師」という書き込みをすることから、養生所の運営側の者ではない。そして、養生所に關する知識が乏しい者である。というのは、養生所に存在しなかったものをおつたかのように、逆に無くてはならないものを書き落としているのである。つまり図中の「御玄関」や「診察所」は想像の産物である。養生所に「玄関」が設けられた事実はなく、弘化年間に一度だけ、「不体裁」であり「御威光」にかかわるとして役所部分に玄関を設けることが検討された

が中止になっている。また、診察所が設けられたこともない。史料によると診察の場所は、病人部屋の中か、入所願いの病人の場合は役所の縁側で診察がおこなわれていたのである。逆に、葉煎所は必要不可欠な機能であるが、図からは欠落しているのである。

それに反して、大札記念図書の内容の作者は養生所に関する知識が皆無ではない。先述のように医師の属性によって後世の歴史学者を混乱させる程である。この突出した知識はどこから入手したものか。図には、小宮山緩介が著した『江戸会誌』の「養生所の始末」を引用した文章が添付されていたが、同文中の「養生所附醫員は、大抵、小石川近邊なる寄合醫師、小普請醫師より出役するものなれども、其間には御番醫師、又は藩醫、町醫より出ることもあり」の一節から得たと考えると理解しやすい。一方、図には葉煎所がないが、『江戸会誌』の文章にも「葉煎所」の記述はない。これらのことから、大札記念図書の図は、小宮山緩介の「養生所の始末」をもとに想像を加えながら制作された可能性が高い。そして、東京市によって江戸に関する史料が購入されている時期ならば、制作の動機は十分にあったと言えよう。

ところで、計画段階の絵図面が小川笹船によって作成されたとする説がある。天明四年の「小川丹次由緒書」(『安永撰要類集』)に次のように書かれている。享保六年(ママ)に笹船は十九ヶ條の建白書を提出し、そのうちの「施薬院之儀は、兼て御上にも被為思召候所え申上候間、仕形絵図等目論見差上候様、大岡越前守御役宅にて被申渡、委細奉書上候」とあり、町奉行からの指示を受け、仕様、

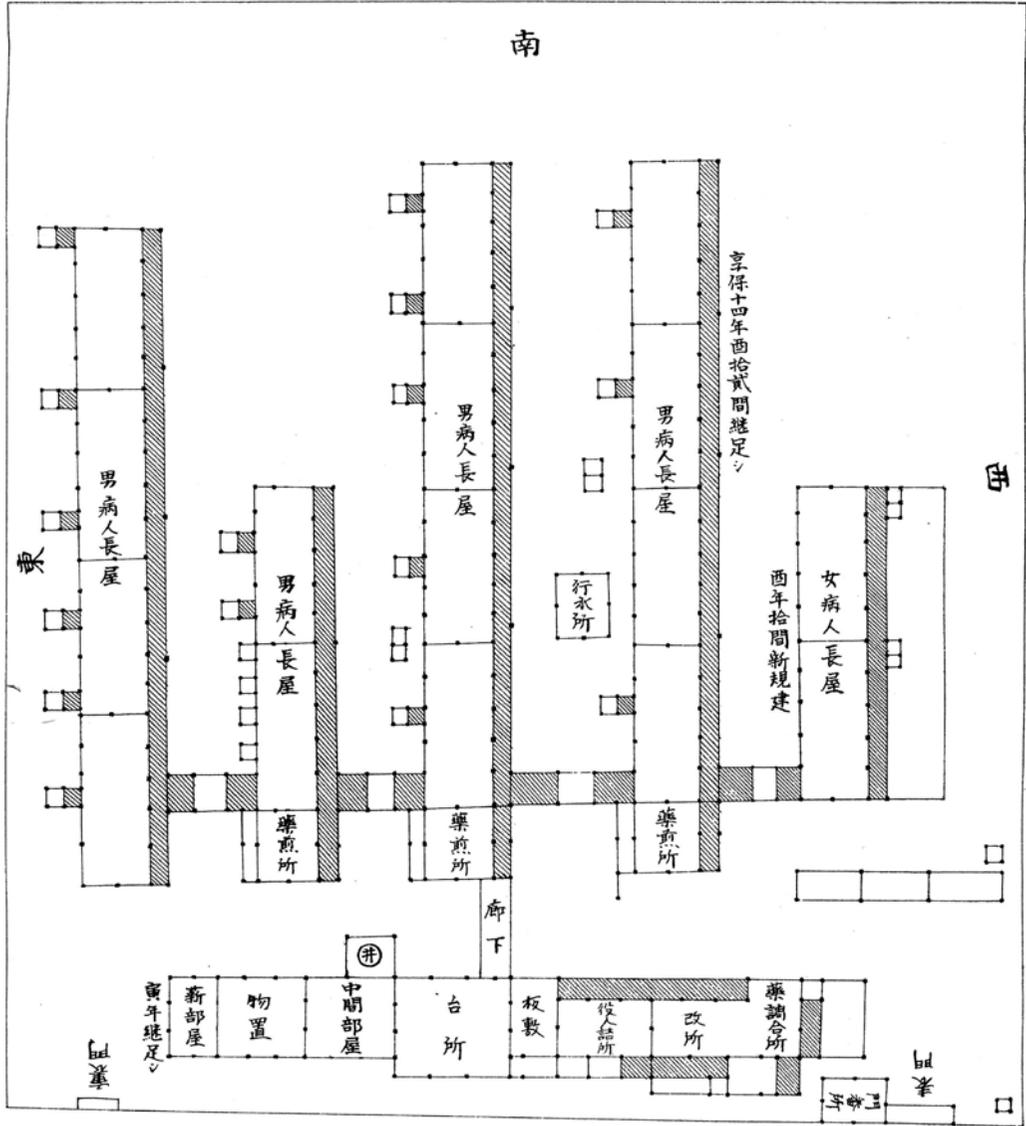
絵図などを笹船が提出したというものである。しかもその後「依之、同七寅年大岡越前守内寄合之節、中山出雲守立合にて施薬院之儀御建被遊候」と、笹船の計画が実施されたかのような記述がなされている。しかし、これは後世に書かれた由緒書であるから功績を割引いて読むべきであり、同時代の『享保撰要類集』では異なる経緯が記されている。それによると、有馬兵庫頭が享保七年二月二十日に笹船を呼んで聞き取りをしたところ、笹船の目論見通りに実施できるようなものではなかったので、翌二十一日に南北両奉行所の与力に詳細の検討を命じ「勤方諸事」を決定したとなっている。そもそも、町奉行が仕様書や建築設計図の作成までを町医に命じ、町医がそれに応じる技量があったと考えること自体が難しいが、何らかのかたちで笹船が関わったとしても、最終的には奉行所が統括することなので、計画段階の図として「施薬院住居之繪圖」以外の存在を考える必要はないだろう。

(三) 「養生所繪圖」(図3、東京市史稿 救済第一)

『東京市史稿 救済第一』(東京市役所、大正十年)に収録されている「養生所繪圖」(図3)である。この図面には「原本 加藤直種藏 重田定一氏藏本ヨリ複寫ス 大正六年十月六日 和田千吉」と記されており、三人の人物の関与が確認できる。加藤直種は原本の所蔵者であるが、後に詳述する。重田定一は歴史研究者であり、和田千吉は考古学者である。この文章は、加藤の原本を重田が複製し、さらに和田が複写したと解釈できるが、正確な事情はわからない。

図3 「養生所繪圖」(『東京市史稿 救済篇第一』、東京市役所、大正10年)
 注：他の図面と方向をそろえるため回転させている

地面千坪 南北三十二間 東西三十一間二尺五寸



養生所繪圖 原本加藤直種藏 重田定一氏藏本より複製
 大正六年十月六日 和田千吉

い。ちなみに重田が二十歳代後半の明治三十六年に加藤は亡くなっており、さらに重田の複製を和田が複製した一年後に重田が亡くなっていて、現在、加藤所蔵の原本および重田の蔵本も所在が不明であり、この図面が複製の過程で受けた加工の程度も不明である。本稿ではこの図を元所蔵者の加藤から「加藤直種図」と呼ぶことにする。

加藤直種は大槻如電と共に『新撰姓氏録考証索引』(明治三十四年)の著者であり、反町茂雄氏の『紙魚の昔がたり』(八木書店、平成二年)によると、短冊などの古籍蒐集家を通っていた。これは加藤が、国学者であり歌人でもある橘枝直、橘千蔭父子の子孫であり、千蔭の遺品を引き継いでいたためである。橘は本姓であって父子の本名は加藤枝直、加藤千蔭であるが、同時に「加藤又左衛門」という名跡を持っていた。この加藤又左衛門は、枝直を最初として享保年間から幕末に至るまで町奉行所与力を勤めた家柄である。つまり、「加藤直種図」は町奉行所与力の家に伝わる絵図が複製されて『東京市史稿』に掲載されたことになり、その由来は確実である。

加藤又左衛門は名跡であるから、時代を隔てて同名の人物が複数存在する。この中で養生所に関係する加藤又左衛門は二人を確認することができる。一人は先述の「枝直」であり、もう一人はその曾孫にあたる「千年^{ちとせ}」である。「千年」の方は天保八年九月より天保十年か十一年まで養生所見廻の役を勤めている。「枝直」は養生所見廻を命ぜられたことはないものの、養生所の見分をおこなったという記録が残されている。

加藤直種図の制作年代を知る手がかりとして、図中において、男病人長屋に「享保十四年酉拾貳間継足シ」、女病人長屋に「酉年拾間新規建」、薪部屋に「寅年継足シ」という文言がそれぞれの建物の脇に付されていることに着目する。「享保十四年酉拾貳間継足シ」は、創建から七年後の享保十四年に増築したことを意味する。女病人長屋が新築された年は「酉年」としか書かれていないので、精確な年代について以下に考察する。加藤枝直が養生所を見分したことは既に述べたが、この事を記した享保二十年(一七三五)の正月の「青木文藏御用薩摩芋作場所見分繪圖書付并養生所繪圖其外書付」(国会図書館蔵)の図面(図4)によると、この時点で五棟の病人長屋が描かれており、女病人長屋はすでに造られていたことがわかる。養生所の創建(寅)から枝直の見分(卯)までの酉年は一回であるから、この「酉年」は享保十四年と特定され、女病人長屋の新築は男病人長屋の増築と同時期であるという結論が得られる。

薪部屋に「寅年継足シ」とあるが、寅年は享保七年から享保二十年の間に二回数えられる。享保七(寅)年七月の町奉行による書付に「塩味噌薪炭等買上ヶ仕候ては、藏物置等も御座無く候ては難成候間、一式入札為致、町人受負に可申付候」(『享保撰要類集二十八ノ上』)とあるのが最初の可能性である。しかし、翌年の享保八年に養生所は病人の収容定員を四十人詰から百人詰にする増築工事をおこなっているが、このような規模の大きい工事を抜かしてその前年の薪部屋の増築を書き入れたと考えることは難しい。また、宇野脩平氏によれば、享保十九(寅)年八月に金百八両三分銀拾四匁五

敷地内の一八三坪の土地と養生所前の道から坂を降りた所の百五十坪の土地である。養生所は町奉行所の支配にあるため、与力の加藤又左衛門にとつても大変に融通の利く場所であった。同心詰所（加藤直種図では「役人詰所」）を青木昆陽の休息所にあて、当初は作人小屋を建設する予定であったが中止とし、代わりに中間部屋を利用した。さらに青木や作人らの食事を養生所で用意させたのである。また、坂下の試作場は新設であるため柵を設け、獣害（犬、史料によつては猪）を防ぐ必要があつたが、養生所の方はもともと柵矢来で囲われているためその必要がないという利点もあつた。

この書付は青木昆陽による薩摩芋の試作に関する経緯をまとめたもので、二種類の図面が収録されている。飯田町の試作予想地図と小石川御薬園内の図面である。さらに御薬園内の図面は二枚あり、坂下の防猪柵で囲われた試作場の図面、他は養生所の敷地を示した図（図4）である。後者は、敷地の東（図の表記は南）半分のみが描かれ病人長屋の輪郭と周囲の空地に寸法および面積を記したものである。御薬園内の二枚の図がそれぞれ、表題の「薩摩芋作場見分繪圖」と「養生所繪圖」であると考えられるが、内容からどちらも「薩摩芋作場見分繪圖」であるとする見方も否定できない。その場合、「養生所繪圖」は抜き取られて紛失していることになるが、それが加藤直種図である可能性も考えられる。この書付の署名は「加藤又左衛門」であり、加藤直種図の原題が「養生所繪圖」であるからである。いずれにしろ、加藤又左衛門（枝直）が薩摩芋試作場を検討するために図面を必要とし、その際に入手した養生所の絵図面、あるいは

はその写しが「加藤直種図」の原本であることは間違いないことである。昆陽による薩摩芋の試作は享保二十年から翌年の元文元年までのわずか二期のみであり、その後には行われなかった。加藤又左衛門が試作地を見分したのは享保二十年正月であるから、加藤直種図はこれ以前に作成されたものである。また、先述のように絵図面中の「寅年継足シ」から享保十九年以降の可能性が高いことから、加藤直種図が最後に加筆されたのは享保十九年であると特定することができるとができる。

（五）「小石川養生所御修復積再應吟味仕奉伺候書付」

（『明和撰要類集三十』）

表題の書付は明和七年（一七七〇）に、町奉行から老中と若年寄に宛てたもので、修復工事の再見積をおこなった上での発注許可の伺書である。最初の伺いから仕様変更のみを記したもので、基となる仕様書や絵図面の所在は不明である。なお、この書付の中に「八年以前未年所々御修復有之候」とあることから、宝暦十三年（一七六三）に小規模な改修工事のあったことがわかるが、この工事に関する史料は全く残っていない。

明和七年の工事の伺いに至るまでの経過は以下のようである。「落札之者え可被仰付哉之段、去々子九月十五日依田豊前守勤役中相伺候所、積直可差上旨、去丑八月九日被仰渡候趣、左之通」すなわち、一昨年の明和五年に落札者を決め町奉行が伺いを立てたところ、翌年の六年（丑）の八月九日に「左之通」の箇所を変更して再見積を

するような指示があったというものである。

この明和七年の工事範囲は「小石川養生所表門并番所、薬調合所、役人詰所、腰懸、臺所、下男部屋、物置所、米舂所、病人部屋、渡椽、湯遣所、表囲矢来、裏門、所々挫竹塀共、其外屋根朽損候に付、御修復」とある通り、役所部分から、賄方の部分、病人部屋、表門、番所、外構までと全般に及んでいる。これらの各建物や部屋の呼称から、加藤直種図との連続性を見ることが出来る。「左之通」と書かれた町奉行からの変更指示箇所であるが、「病人部屋五棟渡廊下湯遣所并惣物置、柱根継土台取替、屋根葺直、葎簧下見不残仕直し候仕様に候え共、惣物置古板四分一交葺直し、葎簧下見半分相用、其外は仕様書之通」とあるように工事を削減したに過ぎない。それでも明和五年の落札金額「四百九両貳分銀九匁」から、削減後は「落札 金貳百拾八両壹分」と半額近くに減額されている。各部位の説明の末尾には必ず「其外は仕様書之通」と謳っているものの、仕様書は残っていないので詳細は不明である。

なお、この書付に記された「病人部屋」は加藤直種図の「病人長屋」と同義である。病人長屋から病人部屋への呼称の変化も、時代によって分けることができる。病人長屋は天明四年（一七八四）の文書が最後であり、病人部屋はこの書付の明和七年（一七七〇）が最初である。十数年の交差があるが、天明四年の文書というのは笹船の孫である小川丹次の由緒書であり、文中に病人長屋が使用されるのは享保八年の記事内であるから過去の用法が継承されたと見なすと、この使い分けは享保二十年（一七三五）までは「病人長屋」、

明和七年（一七七〇）以降が「病人部屋」となり、その間の二十五年間は史料の空白ということになる。

（二六）「養生所病人部屋惣体御修復仕様帳」

〔安永撰要類集二十三ノ下〕

明和七年の工事から二十年を経た、寛政元年（一七八九）に再び修復工事が行われた。この修復に際して、町奉行から老中と若年寄へあてた発注許可の伺書には「二十年以前寅年所々御修復有之候」と記されており、明和七年以来の工事規模であることがわかる。

「小石川養生所病人部屋・薬煎所・渡り椽・湯遣所・板塀其外朽損申候。尤是迄小破之分は其時々養生所賄金之内、又は番所欠所金を以仮繕仕候得共、損強候に付、御修復御入用積入札申付、吟味仕候処、左之通御座候」と伺書は、このような書き出しで始まっている。すなわち、今回の工事範囲を述べた後に、小規模な修繕は養生所の経費や番所すなわち奉行所の闕所金をあててきたが、今回の修復は破損状態が大きいため工事は指示によって検討したというのである。「一、落札 金貳百九拾五両 永嶋町 白子屋勘七」から三番札までが伺書には記されている。この結果に基づき、「寛政度御修復御入用出方之儀は、御金蔵より受取候」（『養生所書留』天保八年六月十六日）と後の時代に記されているように、この工事の費用は幕府によって賄われた。

伺書には「落札之者え可申付候哉奉伺候、則繪圖仕様帳内訳奉入御覽候」とあり、絵図、仕様帳、内訳が添えられて老中へ提出され

たと記録されている。絵図面と内訳は所在が不明であるが、仕様帳については控えが残されている。この仕様帳は工事箇所と規模を示した前半と仕様を記した後半で構成されている。

仕様帳の前半の記述では、五棟の病人部屋にはそれぞれ名称が付され、「北病人部屋、九尺病人部屋、中病人部屋、新病人部屋、女病人部屋」と呼び分けられていたことがわかる最初の史料である。各病人部屋の「本家」（筆者注・母屋）の梁間・桁行のほか、前側樽椽庇および渡り廊下の寸法、雪隠の数、葉煎所の有無とその規模、樽椽先水洗の数量が記されている。表2に示すように、加藤直種図と比較すると雪隠数に多少の不同が見られるが、梁間・桁行を表す数値は一致する。

仕様帳の後半では工事仕様が羅列されているが、「損強候に付」と損傷が甚大で、「右北病人部屋より女部屋迄五棟湯遣所共、惣体取崩し足木致仕立候修復」と、解体した後、新規部材で補うような計画となっている。すなわち、「土臺松葉、栗之内五寸角にて新規に仕立可申候」、「本家柱惣躰新規枕丸太面テ付四寸、病人部屋、女部屋、湯遣所共柱枕丸太面テ付三寸式新規に仕立」と、土台や柱と言った主要構造部は新規部材に交換することが記されており、ほぼ新築同然の改修であることがわかる。

また、仕様帳によれば、屋根、壁の工法も知ることができる。たとえば、屋根は柿葺きに蠣殻を載せたいわゆる蠣殻葺きで、棟だけは瓦が葺かれていた。蠣殻葺きは、瓦葺きとともに防火対策として幕府が普及させようとした工法である。養生所に関する史料では、

享保十九年の薩摩芋作場の作人小屋（計画のみ）の仕様にも見られる。享保と寛政に挟まれた明和七年の書付には、蠣殻葺きに関する記述はないが、法令の連続性からすると明和の時期も蠣殻葺きであったと考えるべきである。それ以前の享保七年の仕様には「こけら葺」とのみ書かれており蠣殻葺きではなかった。寺島孝一氏によると「享保十二年三月には、水道橋外・小石川辺・小日向筋（外堀の外）の直参の面々にたいして、なるべく瓦葺きが望ましいが、それが難しい場合『念人候蠣殻屋根』にするよう申し付けている。」（江戸遺跡研究会会報No.八十八、江戸遺跡研究会、二〇〇二年十一月）とあるので、養生所の蠣殻葺きもこの時期に始まったと考えられる。また、寺島氏は養生所医師・小川道頭が著した『塵塚談』の「養生所など惣屋根など、十四五年以前までは蠣屋根にてありしなり」（文化十一年、一八一四）という記述から蠣殻葺きは寛政末から享和頃（一八〇〇年頃）に廃止されたことを指摘している。なお、蠣殻葺きが廢れて以降、養生所の屋根は瓦で葺かれるようになったことが後年の史料（『養生所書留』）から知ることができる。

また、病人部屋の床には畳が使用されていたことがわかる。「畳病人部屋五棟にて式拾三畳相用、其外は惣体琉球表縁なしにて表替致、床九拾六畳次八通にて新に入可申候」と記されている。この「相用」の「用」は再利用の意味である。「表替」は、現在では畳表だけを張り替えるときのみに使われるが、近世では畳床まで新しくする意味でも使用された。（この用例は東京国立博物館蔵の『伊阿彌家文書』にも見られる。）したがって、畳の総数は再利用の二十三

畳と新規九十六畳を合計した百十九畳となる。この数字はこの頃の逗留病人百十七人と女看病人二人の合計と一致する。これにより病人部屋は敷敷であり、そこに一人一枚の置畳が用いられたことがわかるのである。

(七)「養生所惣繪圖」、「小石川養生所之圖」

(図5、図6、東京都公文書館蔵)

町奉行所以外によっても養生所の繪圖は作成されている。東京都公文書館蔵の新見文書には大、小二枚の図面が残されている。それぞれ、大きい図は「養生所惣繪圖」(図5)、小さい図は「小石川養生所之圖」(図6)という表題が付けられている。

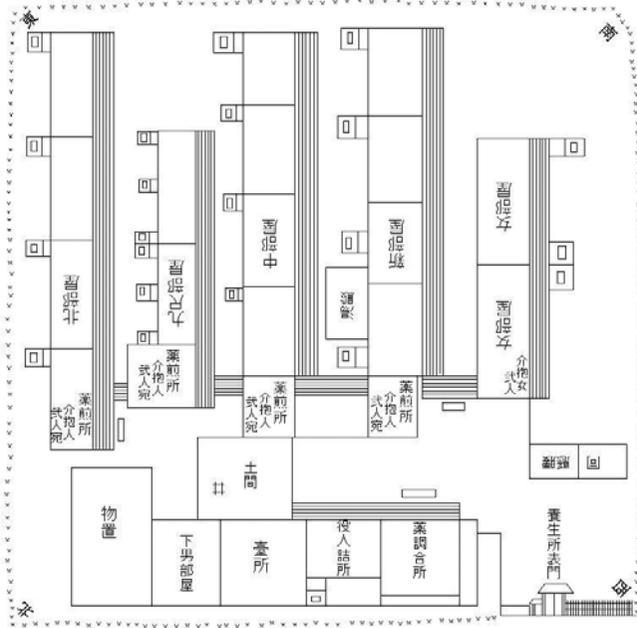
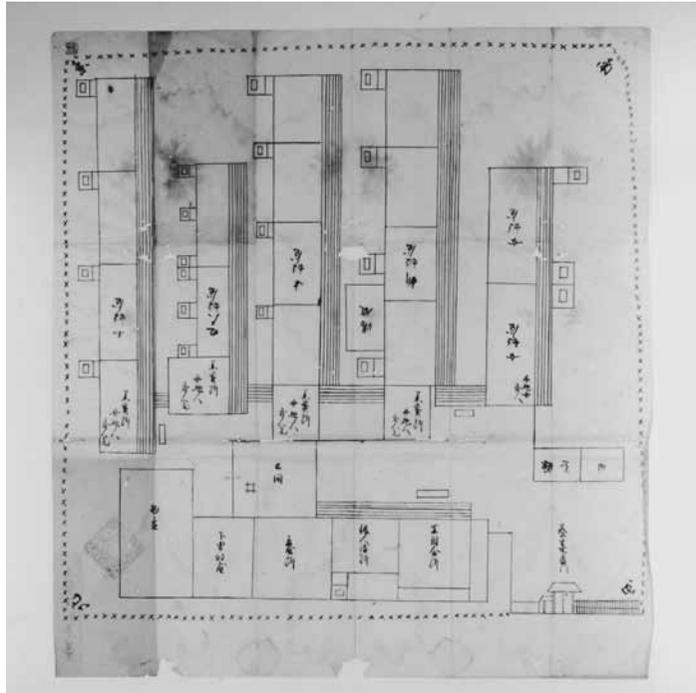
「新見文書」とは東京都公文書館によると「寛政年間に小十人頭や目付を勤めた長門守正登と、天保年間に目付や側衆を勤めた伊賀守正路によって作成された」ものである。同文書には、これらの他に「寛政四子年閏二月四日王子筋御成還御之節植木屋源三郎方御立寄夫より御供建にて小石川御薬園御通拔之節御供立開繪圖 加藤より借写 新見扣」(請求記号・新見一〇八)と「寛政七卯年二月五日小石川御薬園より還御遂田安外明地馬場等御覽植木屋御立寄之節御供建開 新見扣」(請求記号・新見一〇八)と題された二枚の繪圖が収められている。どちらも將軍(家齊)が小石川薬園を訪れた際の行程を記した地図である。寛政四年の図では、西薬園に入り養生所の前の道へ出て、すぐに東の薬園に入り南東の門から出るような経路になっている。東薬園に入るといことは養生所のすぐ

脇を通ることになる。なお、寛政七年の図は田安門近辺のみで御薬園は描かれていない。

新見正登が勤めた小十人頭とは將軍の警護役である小十人の長である。したがって、新見が養生所の繪圖を用意する動機として、小石川薬園への將軍來訪時の警護以外にあるとは考えられず、新見文書の養生所の図はこの時に作成されたとするのが妥当である。つまりこの二枚の繪圖は、それぞれの年代の特定はできないものの、寛政四年か七年に用意されたものと考えられ、寛政元年の修復直後の様子を表していることになる。

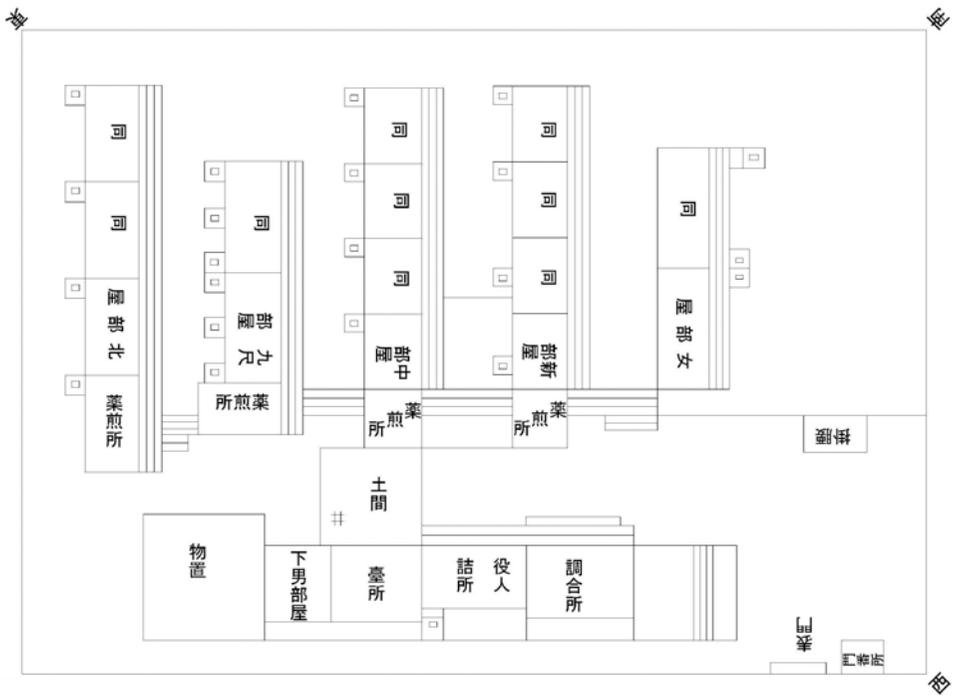
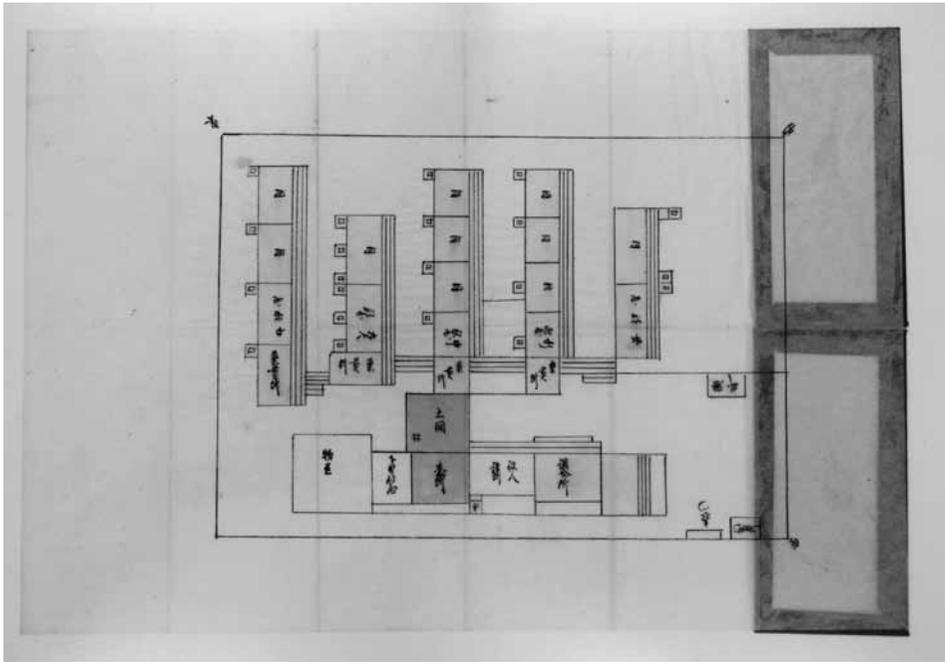
新見文書の養生所の繪圖は、大、小二枚とも敷地や建物の比例が不正確である。北病人部屋に「薬煎所」と記入しているのも正しくないが、これは、他の棟にならった推量による書き込みと思われる。新見文書の図はこのような否定的な要素ばかりではない。病人部屋の名称や配置、内部の区画数、役所向き建物の諸部屋の名称や配置は忠実である。「薬煎所介抱人式人宛」という記述も他の繪圖では見られない記述である。

図5 「養生所惣繪圖」(新見文書、東京都公文書館蔵、請求記号ナシ)



小石川養生所の絵図面を中心とした建築的史料の検討と復元的考察

図6 「小石川養生所之圖」(新見文書、東京都公文書館蔵、請求記号ナシ)



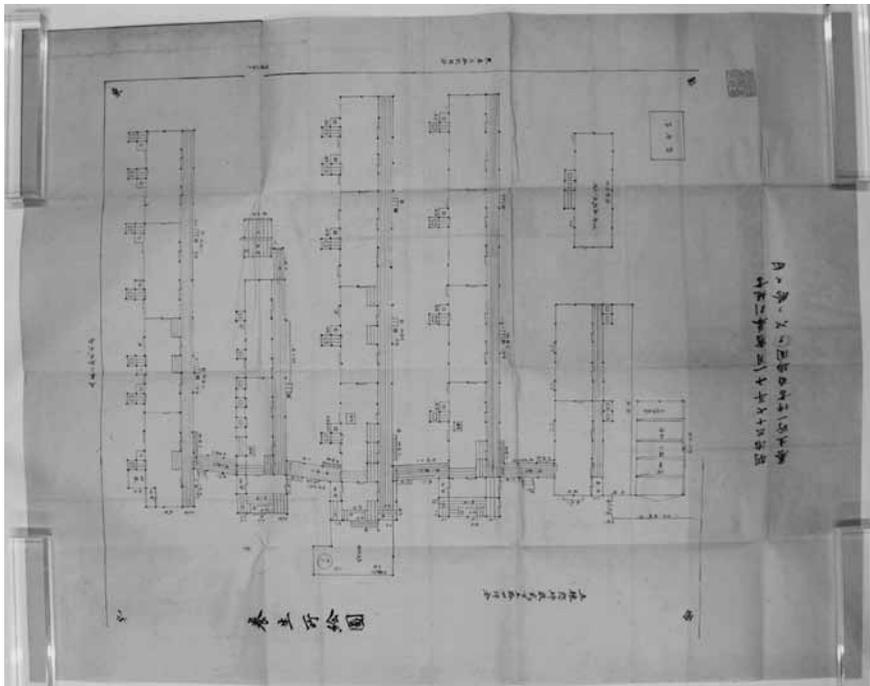
(八)「養生所繪圖 完」(図7、東京都公文書館蔵)

寛政元年の修復以降は、享和三年(一八〇三)に金百六十六兩三分をかけた修復をはじめ、文化九年(一八一二)に屋根の全面的修理、文政元年(一八一八)と同九年にそれぞれ修復がおこなわれている。これらの工事に関する直接的な史料類は存在していないが、工事があったということは次の史料によって知ることができる。

すなわち天保五年(一八三四)七月に、寛政以降たびたび修復をおこなってきたと先の工事を列挙し、「追々土台、柱、屋根、其外共惣体朽腐強、最早此度は取繕等も出来兼候間、大御修復御座候様仕度奉存候」(『養生所一件3巻[2]』)と、もはや修繕だけでは維持困難であると養生所見廻与力から大規模な修復の伺いが出されている。このとき、二通りの案が提出された。一つは従来五棟あった病人部屋のうち九尺部屋を廃止し四棟に変更する案、そしてもう一つは、従来の通りに五棟で修理する案の二通りである。それぞれに仕様帳と絵図面、見積書が作成された。仕様帳、見積書は控えが残されているが、絵図の所在は不明である。

「病人部屋五棟有之、一ト部屋之内口中奥と三段に相別れ、大病人は奥に居、臭気強、無病之ものにも、右場所へ参候得ば、気分悪敷候旨、其外中口之次第、且九尺部屋は極大病人斗故一際臭気強、介抱人共も不差構、不手当之由」(『養生所一件3巻[3]』、天保三年七月)とあるように、病人部屋は役所に近い区画を「口之方」、順に「中之方」、「奥之方」と呼び、奥の方は、重病人を入れる場所となっていた。重病人の居場所が衛生的に劣悪な状態となるので、役所や台

図7 「養生所繪圖 完」(東京都公文書館蔵、請求番号 ZB-142)
注：図中の表題に「完」はないが、所蔵者の目録に従った



所から遠い場所があてがわれたわけである。そのうえで九尺病人部屋は「極大病人」ばかりが収容されていた。九尺病人部屋は役所に近く薬煎所もあるにもかかわらず、介抱人さえも寄り付かない劣悪な場所となってしまうことは、九尺の梁間を採用した計画に問題があったと考えてよからう。

「是迄部屋、之間明地三間程づつ隔有之、間近く候て病人部屋相互に臭気往来致候上、両便所近く且下水も無数、悪水吐不宜候故、別而臭気も籠り居、病人共難儀仕候様子にも及見聞申候」（『養生所一件3巻[2]』、天保五年七月）と、病人部屋が五棟も並ぶことは棟間隔が狭く臭気が籠る原因であると与力は書き記している。与力の唱える理由の真偽はともかく、与力は九尺部屋を廃止する四棟案が好ましいと考えていた。

しかし、伺いの結果は「享保七寅年起立之節より、旧来是迄之有形にて病人共割入等、無差支済来候由に候上は、新規模様替之方は不被及御沙汰、有形御修復之方もケ成取繕之積」という回答で、創建時からこれまで五棟形式で何ら問題がなかったのだから、四棟にする必要はなく、五棟を修繕せよという前例主義の強いものであった。市中の業者に提出させた二件の見積が記録されており、低額の方が次に示す。これによると、五棟の修復案よりも四棟の新規案の方が相当に高額であることがわかる。

「一 養生所新規建 貳百貳拾七坪半 但シ四棟仕立、其外、大小下水、箱下水、丸太矢来、御腰掛、木戸、非常口、板塀、仮部屋 貳拾五坪共

右御絵図面仕様御註文之通り入念出来奉差上候一式御入用
代金三百九拾五両也

一 有来養生所仕様御註文之通り御修復入念仕立
奉差上候右御入用一式

代金貳百貳拾九両也

但シ新規建相成候共有来養生所取こふし之分は相除申候

午六月 池之端茅町壹丁目 村田屋 長吉

御薬院 御役所

」

（『養生所一件3巻[2]』）

天保五年の大規模な修復は見送り、当面は「定式」の修繕に留め、養生所内で蓄財・増資すれば、四、五年後には幕府に頼らなくても新規同様の修復も可能だろうという意見もあり、この方針によって天保六年は小規模な修繕のみが計画された。

それでもなお、天保七年七月には「是迄難捨置場所は可成丈け、精々保方取繕致手当置候得共、此節に至候ては、実々、及大破、土臺は勿論、惣柱屋根共、惣体に朽腐強、此上之取繕方も無之体に相見え、右に准し建付等も曲り強、建付難相成、寒さに向ひ候得ば、寒風吹込自然寒氣を受、又は雨湿等を引受、第一病人之為メに不宜、且右様大破之儀に候得ば、此後大風雨之節、病人共如何之怪我可致哉も難斗、旁以、何共安心不仕儀に付、急々惣御普請御座候様仕度奉存候、併前書之御趣意も御座候に付先此段御内慮奉候候」（『養生所一件3巻[2]』）と再度、修復は急用であると養生所見廻与力より

年番与力へ訴えられている。このときも、一昨年と同様に四棟形式と五棟形式のそれぞれの仕様書、見積書と絵図が作られている。天保七年の史料に、四棟形式は「御普請積仕様書」、五棟形式が「御養生所御大修覆御建直シ仕様書」という表題で仕様書の控えが残されているが、絵図の存在は不明である。

現在、東京都公文書館には五棟形式の図面である「養生所繪圖完」(図7)が所蔵されている。図の端部には「明治三十七年十一月舊幕府引継書 養生所一件書留挿圖ヲ以テ贍ス(花押)」と書かれている。原本の制作年代を示すものはないが、ここに記された「養生所一件書留」は先述の天保五年以降の仕様書などが収録されている史料である。天保八年以後、五棟形式は検討されていないので、この図は天保五年または七年に奉行所によって作成された仕様書に対応した絵図面の写しと考えられる。

表2に五棟形式の規模や付属施設の一覧を示す。天保五年と七年の仕様帳における相違は、総面積、北病人部屋と九尺病人部屋の雪隠数、仮女病人部屋の規模であるが、東京都公文書館の図と一致するのは天保七年の仕様帳である。さらには図には書き込みが細部までなされており、たとえば、手摺とその長さ、水桶の台、階段の段数までが描かれているが、これらも天保七年の仕様帳の内容と一致するのである。もちろん一致しないものもあり、中部屋の囲炉裏の寸法および建具の枚数、新部屋から女部屋への渡り廊下の長さが異なっている。ただし、この渡り廊下の長さの相違については後ほど考察するが、これは誤記が原因と考えられる。以上のことから、公

文書館所蔵の「養生所繪圖 完」は、天保七年に作成された絵図の写しであると確認できる。

天保七年八月に定用大工が提出した「御積書」は、四棟形式も五棟形式も天保五年の入札価格よりも高かったため、「右直段は余程高直にも相見え申候間、入札被仰付候方にも可有御座哉と奉存候」(『養生所一件3巻2』、天保七年九月)と一般競争入札が検討される。南北町奉行所の与力が職人達を召し連れ見分がおこなわれた翌日に、北町奉行が大目付に役替となり修復の計画は沙汰止みとなってしまう。その後も病人部屋の破損が重度であることに変わりはなく、小修繕によって半年は大雪や大風雨に耐えられるような工事の指示を受けた定用大工からも「惣体及大破候事に御座候間御請負難申上奉存候間 依之私儀は御免被下置候様仕度此段御聞濟奉願上候」(『養生所一件3巻2』、天保七年十一月)と断わられる状態に陥っていた。

(九)「有形繪圖面」および「模様替繪圖面」

(図8、図9、国立国会図書館蔵)

町奉行の役替による中断から半年後の天保八年二月に、再び修復工事が検討される。今回は最初から四棟形式案のみで話が進められ、四月に一般入札の結果をもって発注を決め、六月中に老中から了承された。工事は、六月二十五日の手斧始めから百二十三日後の十月二十九日に完成をみている。

天保八年二月に提出された入札実施許可の伺書に「有形絵図面且

図8 「有形繪圖面」
 (『養生所書留【6】』、国立国会図書館蔵、請求記号 808-47、永続的識別子 : ndljp/pid/2548265)

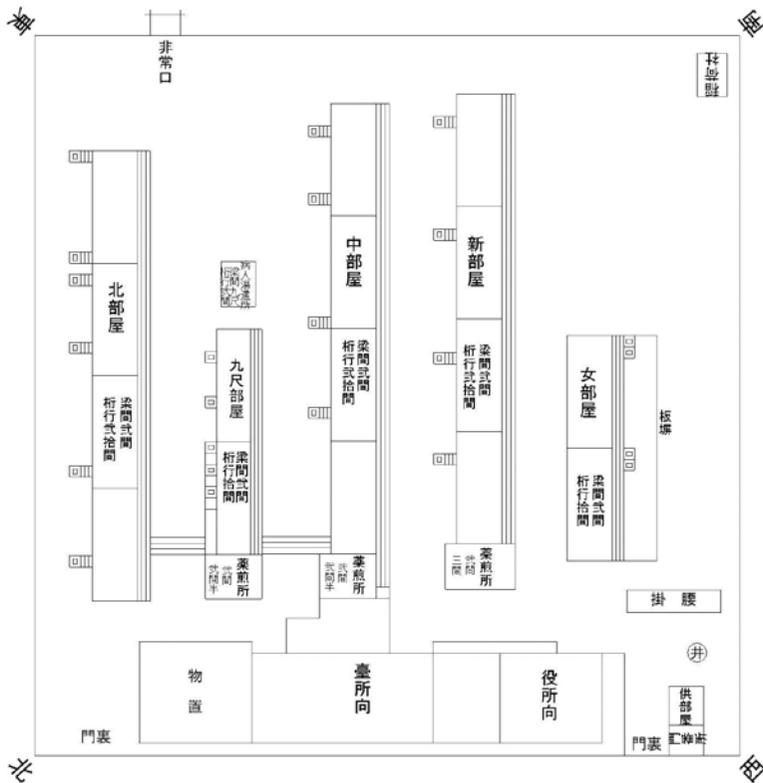
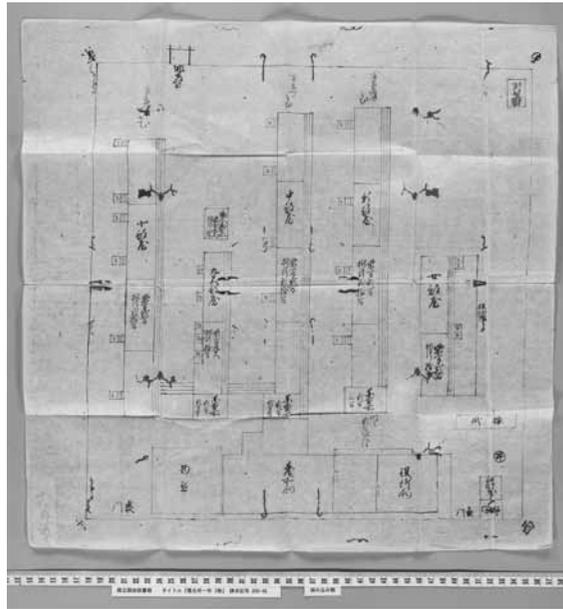
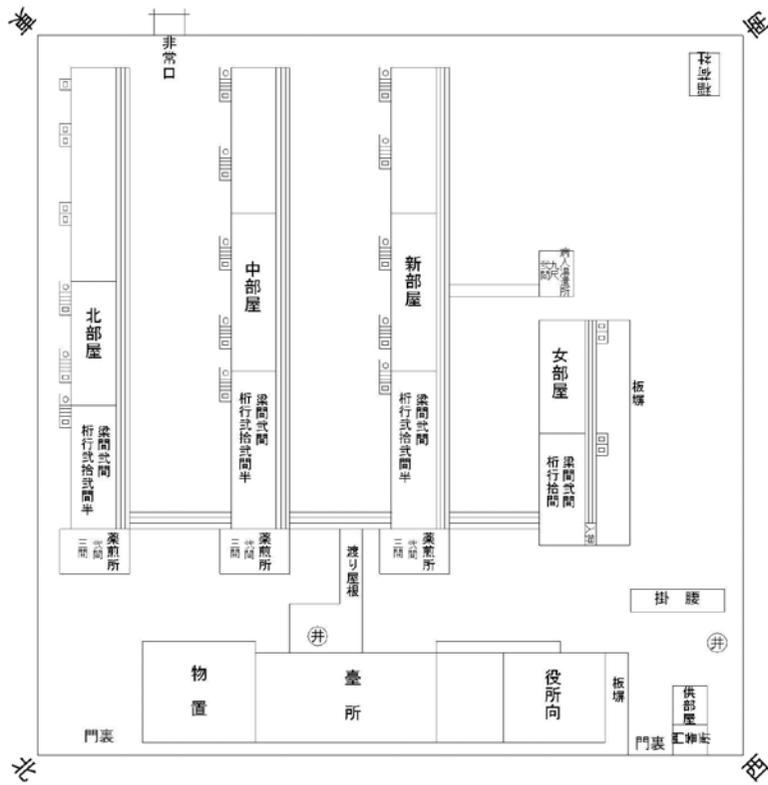
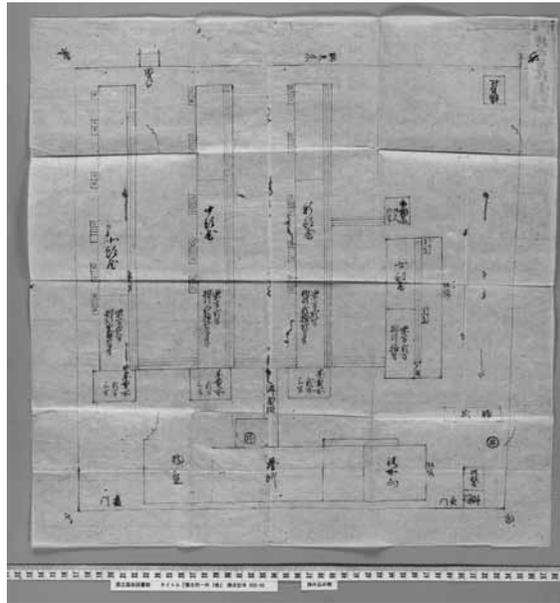


図9 「模様替繪圖面」
 (『養生所書留〔6〕』、国立国会図書館蔵、請求記号 808-47、永続的識別子：ndljp/pid/2548265)



小石川養生所の絵図面を中心とした建築的史料の検討と復元的考察

模様替絵図面共奉入御覧候」と記され、五棟形式の「有形繪圖面」

(図8)、それに四棟形式の「御修復仕様帳」と「模様替繪圖面」(図9)が添付された。「有形繪圖面」は、五棟形式の工事をおこなわないので現状を示すための図面である。また、五棟形式の仕様帳は作成されなかった。これら「有形繪圖面」と「模様替繪圖面」の図面に日付はなく、しかも何故か嘉永元年の日誌に挟まれて天保八年の史料と共に保管されている。このように史料保管上の年代が錯綜しているが、図が天保八年で間違いないことは以下のことから確認できる。

表3は、天保五年から八年の仕様帳に記載された病人部屋の工事規模をまとめたものである。表に示した天保五年および七年の仕様帳によると四棟形式の病人部屋の桁行長さは二十三間(五年の北病人部屋のみ二十四間半)であったものが、八年の「御修復仕様帳」(天保八年二月)および「養生所病人部屋 出来形帳」(天保八年十月)では二十二間半に変更されている。「模様替繪圖面」には「桁行式拾貳間半」と記入されているので、この絵図面は天保八年のものとして特定することができるのである。もう一枚の「有形繪圖面」も「模様替繪圖面」と用紙の種類や寸法や表現方法が同一であることから同時期のものと考えてよからう。なお、これらの図面が嘉永元年の日誌(日付はないが人名によって判明できる。)に挟まれていた理由として、この時期に修復が検討されており、役人によって天保八年の史料から抜き取られ、さらに日誌に日付がないために何者かによって、もともとの年代である天保八年の文書の中に戻されたため

と考えられる。

「有形繪圖面」は、先ほどの新見文書の図と異なり、湯殿が九尺部屋の並びに移動しており、寛政から天保の間の工事で、この位置に移動されたことがわかる。また、中部屋から新部屋と新部屋から女部屋への二つの渡り廊下が描かれていないこと、雪隠数が天保五年や七年の仕様帳より少数であることは、何らかの理由で喪失したためと考えられる。

加藤又左衛門(千年)が、病氣により退任した与力の代番として養生所見廻を申し付けられたのは天保八年の九月であり、修復工事の最中であった。天保八年の修復は四棟形式にするものであるから、加藤直種図を加藤千年が必要としたとは考えられず、加藤枝直が利用したものと改めて確認することができる。

ところで、修復工事前に養生所見廻与力が提出した書付では「有来五棟之処、九尺部屋壹棟相減四棟に致し、右九尺部屋丈之坪数、四棟え割合候て建足、惣坪数は迄之通にて」(『養生所書留6巻⑥』、天保八年二月)とあり、五棟形式から四棟形式に変更しても、九尺病人部屋の面積を他の棟に割り振るだけなので総面積の増減がないかのように書かれている。この総面積に増減がないという方針は、六月の町奉行から老中への伺書にも明記されており、奉行所内にとどまらない公けの事実となっていた。

表3は、先述のとおり天保五年から天保八年の計画を整理したものである。実施されたのは⑥のみであり、その他は実現されたものではない。五棟形式を採用する場合は実質的な面積の変化はないが、

四棟形式を採用した場合の面積の変化は以下のようになる。

天保五年の面積変化は①から④への変更として表されている。九尺病人部屋の十八坪を減じた分を北病人部屋は二十四間半、中病人部屋および新病人部屋は二十三間の桁行長さに伸長することで補っているが、それでも病人部屋面積の合計は五坪ほど減少している。天保五年の与力が作成した書付では「是迄五棟之所九尺部屋壹棟相減、四棟に致し右九尺部屋丈之間敷、四棟え割合候て建足」とあり、面積を補完したかのような記述であるが、正確に同数とは言い切っていない。さらに天保七年の計画⑤では北病人部屋までも桁行寸法が二十三間となっているから面積は明らかに減少しているのである。

天保五年の四棟形式において北病人部屋のみを二十四間半とし、他の病人部屋を二十三間とした理由として、北病人部屋は対面する建物がないので二間半の伸長に問題はないが、他の病人部屋は物置や台所との間が狭隘になるため一間の伸長に留めたと考えられる。つまり病人部屋で桁行長さが変則的になっている理由は、敷地規模による制約を受けているためと考えられる。

次に天保八年の計画では、③の五棟形式の病人部屋面積の合計と⑥の四棟形式の病人部屋面積の合計は一致する。また、天保八年の四棟形式⑥の総面積は、同年に五棟形式の総面積を表すものが作成されなかったため、天保七年の五棟形式②の総面積との比較になるが、これもほぼ一致するように書かれている。まさしく与力の説明通り面積の増減はないという結果である。なお、総面積は表4で示

すように、病人部屋の他に前側縁や雪隠、渡り廊下などの付属施設を含めた床面積である。

病人部屋の合計面積を変えずに、五棟形式から四棟形式へ変更するためには、九尺病人部屋の面積十五坪を女病人部屋以外の三棟に割り振ることになるが、これらは梁間二間であるから桁行はそれぞれ二間半の延長となる。表3の③と⑥は、そのような関係になっている。ところが、五棟形式の②（天保七年）と③（同八年）とでは、同じ建物であるにも関わらず、九尺病人部屋、中病人部屋、新病人部屋の桁行寸法が異なる。すなわち、天保八年の③が二間ほど小さい数値になっているが、これは薬煎所の桁行を減じたためである。つまり、表3において天保七年の②は薬煎所を加えた桁行寸法、天保八年の③は薬煎所を含まない桁行寸法が表示されているのである。この場合、薬煎所の面積は②と③の面積差の十一坪ということになるが、実際は図8からわかるとおり十六坪である。

③と⑥の病人部屋の面積が同じであるから、理屈のうえで天保八年の⑥も薬煎所を含まない桁行寸法を表していることになる。天保八年二月の仕様帳では病人部屋の本家と薬煎所は以下のように別々に書き出されているので、含まない表現で統一されていることがわかる。

「御修復仕様帳

- 一 養生所病人部屋本家高さ石口より桁上端迄
壹丈五寸、前渡り廊下椽側軒高さ石口迄八尺
- 五寸。但家根五寸高配

一 北部屋

梁間式間桁行式拾貳間半前庇

壹棟

椽側巾四尺

葉煎所式間に三間

但雪隠三ヶ所

奥之方雪隠五ヶ所

渡り廊下長四間巾四尺五寸

一 湯殿

梁間九尺桁行式間

壹棟

渡り椽長四間巾三尺

メ五棟

惣坪数 貳百五拾四坪

右病人部屋湯殿共惣体取崩し足木

致し建直し修復仕様

〔『養生所書留⑥』、天保八年二月）

一 中部屋

梁間式間桁行式拾貳間半前庇椽側巾四尺

壹棟

葉煎所式間に三間

雪隠五ヶ所

渡り廊下長四間巾四尺五寸

但火之見沓ヶ所

井戸場共

天保八年の「出来形帳」（『養生所書留⑥』、天保八年十月）に記載された面積をまとめたものが表4である。こちらも病室部分の面積と葉煎所の面積は別々に計算されている。

工事前後で総面積の変更はなく、⑥に示した二月の「御修復仕様帳」の総面積も十月の「出来形帳」の総面積もともに二百五十四坪である。そして、与力の五棟から四棟の建替えの前後でも総面積に変化がないという通りに、五棟形式②の総面積「五棟惣坪数 貳百五十四坪余」（『御大修覆古木相用仕様書』、『三卷②』、天保七年八月）とほぼ同等なのである。ところが、③と⑥で病人部屋の面積に増減がなくても、葉煎所の面積は五棟形式の仕様帳では計算上

一 新部屋

梁間式間桁行式拾貳間半前庇椽側巾四尺

壹棟

葉煎所式間に三間

雪隠五ヶ所

渡り廊下長四間巾四尺五寸

一 女部屋

梁間式間桁行拾間

壹棟

前庇椽側巾三尺通り

雪隠四ヶ所

十一坪、図では十六坪であったものが、四棟形式の「出来形帳」の記載では十八坪と増加しているから、総面積も変化があるように思われる。それでも、総面積を同等とするためには、井戸場の屋根などの面積で調整すれば難しいことではないので、面積に増減がないとする与力の主張を、彼らの作成した史料に頼る限り否定するのは困難である。

しかし、天保五年から七年まで病人部屋の桁行寸法を薬煎所部分を含んだ長さで記していたものが、天保八年は薬煎所を含まないように突然変化したことに対する疑惑は残る。くわえて、四棟形式に限った変化を観察すると、病室部分と薬煎所を加えた桁行長さが、天保五年の二十四間半から同七年の二十三間へと短くなったにもかかわらず、天保八年ではもとの二十四間半に復したことや、同様に中病人部屋と新病人部屋では二十三間から二十四間半と長くしたことに対する疑問も湧いてくる。それにもかかわらず、総面積は天保五年の④より少なく、天保七年の⑤の数値とほぼ同じなのである。また、先ほどの敷地の制約を考えると、二十四間半という長さは相当地無理を押ししていることになる。つまり、桁行長さが二十四間半もあると、図9の「模様替絵図面」のような配置にはならず、病人部屋と役所部分はもっと接近する。このように考えると、天保八年の⑥の病人部屋の桁行長さは薬煎所を含んだものでなければならぬのである。

結論としては、薬煎所の面積を含まない③と薬煎所を含む⑥を同一に扱うことによって、面積が増減がないように見せかけているのである。すなわち、表4では薬煎所の面積が二重に計算されているのである。したがって、天保八年の建替において「惣坪数は迄之通にて」面積の増減がないというのは意図的な虚偽である。いずれにしても、規模の正しい変化を知るためには、梁間の異なる薬煎所を病人部屋から分離して表現する必要がある。仕様書や図面の記述に基づいて作成したのが、表5である。

ちなみに、表4の合計の数値は正確であるが、実は他の仕様帳でこのようなことはめったに起こらない。通常は抜けている項目が多いため計算ができないか、検算した結果の面積の合計が、表記された惣坪数の数値と一致しないかであり、天保八年の総面積は、作為的な正確さを持つていえると言っていることができる。表3の総面積欄の数値も仕様書の数値をそのまま記入しているが算出根拠を示すものはない。算出根拠は示さないので、付属施設の計上次第でどのようでも総面積は操作可能なのである。このため天保八年の伺書のように「惣坪数は迄之通にて」と書いても、それが虚偽であることが発覚することはなく、むしろ虚偽ゆえに罷り通ったのである。もちろん、意図的ではあっても悪意によるものではなく、頑迷な前例主義に対する与力の苦心の詭策であると言わざるをえない。

なお、天保七年の案でわかるように桁行長さは二十三間でも敷地に収まるのであるが、あえて天保八年の四棟形式で二十二間半とした理由として、先述のように薬煎所の扱い方であったかも同面積であるかのように思わせることのほかに、この頃の病人の収容定員は百十七人と少なくなっていたために必要以上の床面積になることを避けたことも一因として考えられる。

(十) 病人部屋の天保以降

『旧幕府引継書』における、修復工事に関する最後の記録は嘉永元年の文書であるが、仕様帳における各病人部屋の規模は天保八年のものとは変わらない。このときは本格的な修復工事は中止となり、

湯遣所、柵矢来や井戸の小規模な改修にとどまった。さらに、安政三年（一八五六）には「辰八月二十五日夜大風雨之節、速に養生所へ出勤仕候処、病人部屋危く、既吹潰候部屋も有之候に付、病人共救ひ出、氣付煎湯等相用、悉手当向行届候故、怪我は勿論急変も無之、全骨折候」（「小川笙船及其兒孫由緒書」、安政六年八月『七十冊物類集』）と大風により吹き潰れた部屋もあつたことが記されているが、その後、どのような修理がなされたかは不明である。

（十二）現存する養生所の絵図面の意味

以上、現存する図面の制作時期や作者、制作の背景を確認しながら、養生所の建築の変遷をたどってきた。図面に関して今回得られた知見を加えた情報を表1にまとめた。建築に関して原本と呼べるものは寛政期の「新見文書」の絵図と天保期の「旧幕府引継書」の二例である。後者は町奉行所の控え用に作成された可能性が高いが、史料的には原本と言ってよいだろう。

東京都公文書館の「養生所繪圖 完」は明治三十七年の写しであり、旧幕府引継書であるから原本が現存している可能性は高いと思われる。また、この図は写本でありながら詳細かつ精度の高い図面である。しかし、工事を円滑におこなうためには必要な精度であるから、この図面が例外であるとは考えられない。つまり、同時期の天保八年の「模様替繪圖面」も、同様の詳細な図面が制作されたが、所在不明となっており略図的な控えのみが現存していると考えられるのである。また同様に他の時期の工事でも、現在では喪失してし

まっているが、その都度必要に応じた精度の異なる図面が作成されてきたと考えるべきなのである。

二、小石川養生所の建築の復元的考察

（こ）まで、享保十九年（筆者推定）の絵図面、すなわち加藤直種図を起点に時代を下って養生所の建築について見てきた。創建時から享保十四年の増築までの八年間は養生所にとって変化の大きい時期であつたが、絵図面は皆無に等しい状態であり、かつ文書による史料も乏しいので、この時期の養生所の建築が正しく認識されたことはなかつたといつてよい。そこで本稿ではこの時期の養生所の平面図について復元的考察をおこなう。

（一）享保十四年の増築工事

先述のように加藤直種図（図3）は享保十九年の制作と推定されるが、この図に示されている養生所の建物配置は主に享保十四年（一二二九）の工事によって形成されたものである。この工事に先立つ享保十四年七月十九日、町奉行より老中へ、逗留病人の定員を従来の百人から四十人増の百四十人にしたいという伺いが立てられた。この伺いに添えて予算書および見積書、仕様帳、絵図面が提出されている。その五日後の七月二十四日の老中松平乗邑からの回答は病人数をさらに増やして五十人増に変更せよというもので、七月二十九日に再度、それに従つて改訂した予算書を提出している。すなわち、「右書付西七月廿九日松平左近将監殿え上る。但先日御返

し被成候注文帳壱冊、絵図壹枚、此度御入用積帳面共上る。」(小石川養生所増病人御入用積申上候書付 覚)、『享保撰要類集二十八ノ上』と記されているが、ここに記された注文帳、絵図、入用積帳の所在は不明である。

四十人増の申請に対して五十人増の指示が返された理由は、町奉行の提出した当初の伺書の書き方にある。「置候病人、不絶五十人内外も御座候、右願来候日より六、七十日目にて、漸養生所え入申候間、重き病人等は、其内相果候者も御座候。依之迎も之儀に此上病人四十人相増、平生百四拾人宛療治被仰付候え、常々申込候病人、向後拾人斗宛に相成、夫を順々入替申候故、此以後は相待候とも、五七日之内には養生所え呼入候様に罷成、下々病人重に御救に可罷成候。」(「養生所病人之儀申上候書付 覚」、『享保撰要類集二十八ノ上』、享保十四年七月十九日) すなわち、収容人数を四十人増とすれば、待機している病人は五十人から十人にまで減少できるといふものであった。

十人の病人を待機させるといふ一見すると中途半端な案を提示し、結果的にすべて解消させる指示を老中から引き出したことになるが、これについて宇野脩平氏は、町奉行の「儉約令によるひきしめの気持ち」あるいは「予算獲得の技術から」と見なしている。また同時に「大岡ら当事者は勿論、吉宗らのこの事業に対する積極性がうかがわれる。」と五十人増とした将軍の判断を好意的に評価している。

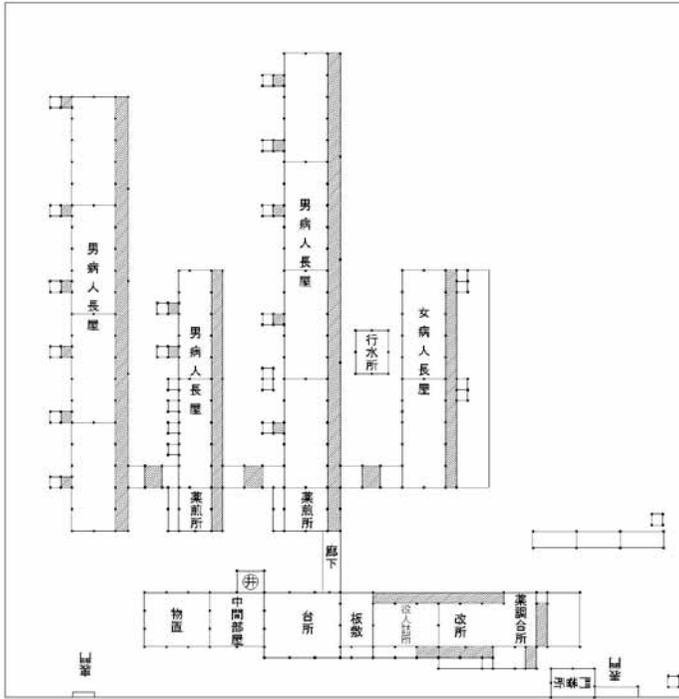
しかし、町奉行の対応からすると、いずれの解釈も射している

とは言えない。五十人増への変更の指示に対して、「看病之中間三人」を「四人」に増やし、「諸色御入用」も増額とする一方で、建築は「此長屋は先達而之積之通にて、廣ケも不仕、五拾人差置候積に御座候。」と、四十人増の工事の建築見積、仕様帳、絵図面を変更せずに、指示からわずか五日後に再提出したのであった。

四十人の増加に対して四十坪の面積増加を計画していたのであるから、五十人増に対しては五十坪の面積増加をおこなうのが正当な方法である。病人数を増加したにもかかわらず床面積を増加しないことは、当初の百四十人収容の計画に余裕があつたのか、百五十人となり過密になる無理を受け入れたかのどちらかということになる。表6は、養生所の病人定員数と面積を示したものである。一人当たりの面積が一坪に近づくことは、蒲団を敷き傍らに膳や荷物を置いた状態から動線などの余裕がなくなることを意味する。

町奉行が即座に病室内の密度を上げることの方を選択したことは、「廣ケも不仕」すなわち、広げることができないわけであるから、当初より限界と判断して四十人の増築案を提出していたためと考えられる。このときの町奉行は大岡忠相と諏訪頼篤であったが、大岡の在任中の享保十八年、定員は百二十人に減少されている。このときも將軍は吉宗、老中は松平乗邑と五十人増の指示を出した時と同じであるから、老中が誤った判断をしたという認識が彼らにはあると考えてもよいだろう。それに対して、町奉行は現場の近くにいるために容量的限界の把握が可能で、いたずらに病人数や建築面積を増加することを避けた結果の数値が四十人増であったと考えられ

図10 「享保八年の養生所（百人詰）」（筆者復元）



る。

病人の定員は、享保十八年に百二十人になった後、正確な時期は不明であるが天明四年（一七八四）までには、さらに三人の減少があり百十七人となっている。これは天明四年の小川丹次由緒書の記述によるもので、百十七人に変更した正確な時期がわかる記録は残っていない。

(二) 享保八年の養生所（百人詰）の絵図（図10、筆者復元）

享保十四年の増築によって形成された養生所の様相は天保八年まで維持されるが、それ以前の百人の収容定員となった時期とその建築について以下に考察する。

百人詰に最初に言及したとされるのは、養生所肝煎・小川笙船の孫・丹次の由緒書である。「段々人数も多願出候間、増御普請奉願候処、同（筆者注：享保八）年九月増御普請被仰付、百人詰被仰付、同年十二月廿八日大岡越前守於御役宅、下谷長者町にて屋敷拜領被仰付候」（『由緒書』、『安永撰要類集上』、天明四年七月）小川笙船が増築を願い出たところ、百人詰とするように、享保八年（一七三三）九月に指示を受けたということであるが、やはり、功績を誇張する由緒書ということ割り引いて読む必要がある。

大岡忠相は、これに先立つ八月十九日に有馬兵庫頭へ宛てて「通ひ病人之内、養生所長屋出来候はば、逗留いたし療治請申度旨相願候者、九十八人御座候」と述べているから、八月の時点ですでに、増築の構想をもっていたのである。ついで十一月になると大岡と諏訪の両奉行は有馬兵庫頭へ、中間が十二人では不足しているという理由で二人の増員を願い出ている。これは「御前え被差上候に不及」と即座に認められ、十一月九日に奉行は養生所見廻与力を呼寄せ、中間二人を召抱えるように申し渡している。なお、この中間の人数に関しては後ほど検証する。

享保八年の十二月に屋敷を褒美として笙船に与えられたことや十一月の中間の増員が、この増築の関連するものであるから、こ

の時期には百人詰にする増築工事は完成したと考えられる。百人詰の養生所の平面図を示す絵図面は一切存在していないが、東京市史稿収録の「養生所繪圖」すなわち加藤直種図には「女病人長屋 西年拾間新規建」と「男病人長屋 享保十四年西拾貳間継足シ」という書き込みがあるので、加藤直種図からこの書き込みに相当する部分を差し引いていくと、定員百人の状態が得られることは容易に想像できる。まず、女病人長屋は、「拾間新規建」であるから、一棟全体が抹消されることになる。問題は男病人長屋の方で、「拾貳間継足シ」の十二間をどう考えるかが分岐点である。とりあえず、十二間のうちの十間分、すなわち病人部屋の二区画分は問題なく取り除くことができよう。残りの二間はどこを削ればよいのか。結論からいうと、この二間は薬煎所の桁行長さである。つまり、享保十四年に薬煎所は二ヶ所から三ヶ所に増やされたのである。

先ほどの、病人四十人増伺いの書付内の予算書を見ると、「賄所并薬煎所道具 新規に相調候小買物 金六両十錢七百四拾六文」とある。既存の道具の更新や補充ならば通常の予算を当てるので、病人人数増の予算には組み込むことはない。これは薬煎所が新設されたと考えるべきである。もちろん、この文言から薬煎所は既存のままで道具のみ増やすことも考えられるが、百人詰の計画で三ヶ所の薬煎所を設けることは合理的ではない。なぜなら、一ヶ所の薬煎所には二人以上の労力が必要で、火力は炭であるから、薬煎所によって病人の負担数が著しく異なることは非効率的で好ましいことではないからである。加藤直種図では薬煎所は三ヶ所であり、その負担

面積は五十五坪（北、九尺病人部屋）、四十坪（中病人部屋）、六十坪（新、女病人部屋）であり、ほぼ均等となっている。ちなみに、加藤直種図の頃の収容定員は百十七人か、三人多い百二十人である。これと同じ定員百十七人であった天保五年時の各病人部屋への振り分けが『養生所書留』に記されているが、それによると、「北部屋病人は九尺部屋共に惣高四拾貳人、新部屋も女部屋とも四拾三人、内女部屋十七人、中部屋三拾貳人、定高有之候」とあり、四十二人（北、九尺）、三十二人（中）、四十三人（新、女）である。計算は省略するが、病人数と病人部屋の床面積は相関係にあることが確認できる。

百人詰のとき薬煎所が二ヶ所であるとすれば、それは中央の二棟、すなわち中病人部屋と九尺病人部屋に配置される。この場合、一ヶ所の薬煎所が負担する病室の坪数は、六十坪と五十五坪であり、均等である。もし、男病人長屋の病室から二間減らし薬煎所を三ヶ所とした場合、それぞれの負担面積は十六坪、四〇坪、五十五坪となってしまう、効率の悪いものになるから実際的ではないだろう。

そもそも、病人部屋の病室のみから十二間を減ずることは建築的に有りえないことである。加藤直種図の男病人長屋から桁行十二間分を削除すると、桁行長さが五間と三間の区画が残る。もともと三間の区画であったものに二間を足して五間の一区画とすることは、妻面の外壁を取り壊し付随する屋根や床の撤去補修工事が必要になるので、およそ意味のない増築方法である。このことから「拾貳間継足シ」のうちの二間は薬煎所であると考えるべきである。

あるから六十坪の面積増となり、図10の床面積が百十五坪なので、四十人詰の面積は五十五坪であったと考えられる。四十人の定員に對して五十五坪は、一人に對して一坪の原則からすると広いことになるが、享保八年八月に「逗留病人 五拾七人」と五十七人が収容された実績があるので、この面積はむしろ妥当な数値であると考えられる。

病人部屋の棟は、九尺病人部屋が九尺×五間の区画の縦列、それ以外は二間×五間の区画の縦列からなる。合計面積が五十五坪であれば、必然的に九尺×五間（七・五坪）が二区画、二間×五間（十坪）は四区画という組合せになる。二間×五間が四区画ということは、図10の九尺病人部屋をのぞく三棟すべてに可能性があるので、位置を確定するためには新たな観点から考察する必要がある。

天保の修復の伺書では「是迄部屋、之間明地三間程づつ隔有之」〔養生所一件3巻②〕、天保五年七月）と各病人部屋の間隔は大まかな数値で記されていたが、複数の史料によつて細かい数値を知ることができ、寛政元年六月の仕様書、天保七年八月の仕様書および同時期と推定される「養生所繪圖 完」〔図7〕の三点には、渡り廊下の長さ寸法が精確に記されている。なお、数値の末尾に「余」書かれたものもあるので実測の結果を記したと考えられる。それを表7に示す。

三点すべての史料において、北病人部屋と九尺病人部屋の渡り廊下の長さ（A）は、二間二寸と記されているが、天保七年の図では九尺病人部屋に繋がる渡り廊下の左右は奥行半間（二三尺）のス

ペースで占められているのに對し、加藤直種図では片側が空いているのでこれ以前の渡り廊下の長さは二間五尺で計画されたと考えられる。また、新病人部屋と女病人部屋の間隔（D）は天保七年の仕様書の「二間五尺余」は突出した数値となっており、誤記の可能性が高く、他の二尺二寸前後が正しいものと考えられる。

表7から、病人部屋の間隔の寸法は一律ではなく、しかも九尺病人部屋と中病人部屋の間隔（B）を最大とし両脇に行くにつれて漸減している事に気付く。同一工期において病人部屋の間隔を違える理由がないから、工事時期と病人部屋の間隔が一對一に對應すると考えると、享保七年「二間五尺余あるいは三間」、享保八年「二間五尺」、享保十四年「二間二尺あるいは二間壹尺五寸」となる。この結果より享保七年の開設時には九尺病人部屋と中病人部屋の二つの棟であったという結論が得られる。同時に、二間×五間の四区画の病室は一棟に集約される。

創建時の二棟のうち、女性患者の方が人数も少なく、女病人部屋は後々まで二区画であることから、九尺病人部屋を女病人長屋と見なすことに問題はないであろう。また、その後の増築において女病人部屋を男病人部屋の間に挟みこむことは考えられないから、女病人部屋は享保八年以降が新病人部屋の先行建築部分、享保十四年に最終的な位置になったと考えられる。

次に、開設時の薬煎所の数について考察する。享保八年に百人詰に増員された時の薬煎所の数が二ヶ所であったことは既にのべた通りである。一方、南和男氏は「養生所の収容者数は四〇人であり、

その建物は柿茸の長屋で葉煎所が二カ所とあるだけで間取その他についての詳かな記録はみえない。」と開設時の葉煎所の数を二ヶ所としている。しかしながら、四十人詰と百人詰では病人数に二倍以上の差がありながらも葉煎所の数が同じであるとは考えにくく、四十人という人数から言えば一カ所が妥当な数字である。先ほどと同様に、葉煎所が負担する面積で考察すると、一ヶ所ならば五十五坪、二ヶ所ならば十五坪と四十坪となるから、一ヶ所と見なした方が合理的である。

南和男氏は二ヶ所とする根拠を示していないが、享保八年十一月七日に町奉行が中間人数の増員を有馬兵庫頭へ願ひ出たときの書上の「葉煎所 式ヶ所 五人」が相当するものと考えられる。該部分とその前後を次に示す。

「卯十一月七日有馬兵庫頭殿え上げ候所

御前え被差上候に不及、書面之通中間可召抱旨

兵庫頭殿申聞候事

同九日朝満田作左衛門大岡越前守え呼寄

中間二人召抱候様に申渡す

覚

養生所 中間 拾式人

外 看病女 式人

合拾四人

内

葉煎所 式ヶ所 五人

食焚 壹人

門番 壹人

買物買 壹人

薬取 三人

働 壹人

看病女 式人

右之通にて中間不足に御座候間、此上式人

召抱、都合男女拾六人に仕度候。依之申上候。以上。

十一月

大岡越前守

諏訪美濃守

右書付卯十一月大岡越前守より写来る

〔享保撰要類集二十八ノ上〕

この書付では、中間（＝下男）の配置と人数を示して末尾に二人分の不足を訴えているのであるが、享保八年十一月の時点であるから、先ほど述べたように百人詰への増築が完成する頃であり、それに対応する計画と見るべきであろう。また、「葉煎所 式ヶ所 五人」と明記されていることは、これを四十人詰からの変更点と見るべきであるが、南氏の立場ではそうではないことになる。

この文書の理解を困難にしているのは、前年の享保七年七月（開設前）に出された中間の配置案の八人から、四人の増加があるにも関わらず、さらに二人の不足を訴えていることである。四人の増員は開設からこの時点までの間、すなわち収容人数が四十人の状態で

おこなわれており、百人収容への変更に合わせて二人の増員を申請したと考えるのが、通常の解釈であろう。それに対して、四人の増員は百人詰にする計画に則したものであり、二人の増加は修正した再度の伺いであるというのが筆者の立場である。このことを理解するには二人の不足が意味する内容を明らかにしなければならない。そのため、享保七年七月の奉行所による開設前の計画を次に示す。

「下男 八人

此下男御抱に仕、賄所働、門番人、其外病人

看病、火事之節足弱之病人に附添罷出

候様に仕可然奉存候。

女 三人

是は女病人看病、又は洗濯物等之ため

召抱可申候。但當分は兩人抱、病人數も多

罷成候はば三人にも可仕候。

上附札

食焚 當分は壹人

汁焚・野菜拵共に 壹人

水汲 當分は壹人

小遣 貳人

病人扱・薬煎 當分は貳人

門番 壹人

下男門番共に都合八人

「〔享保撰要類集二十八ノ上〕」

享保八年と七年の資料を比較すると、中間の総数は後者では「下男八人」であるが、前者は「中間拾貳人」と大幅に増員されたものであることは先述の通りである。ところが、賄方に限定して比較すると、享保七年では「食焚 一人、汁焚・野菜拵共 一人、水汲 一人、小遣 二人」の合計五人であるのに対し、翌八年では「食焚 一人、買物買 一人、働 一人」と三人に減少しているのである。下男の総数が増加しているのにもかかわらず、賄方という必要不可欠な部署において減少しているのは不自然である。しかも、その減少数がちょうど二人なのである。つまり、賄方中間は本来、五人が必要であるが、他の部署に人数を割かれるため二人の不足が生じるというのが、奉行所の真意と考えられる。したがって、享保八年の書付は百人詰の計画を示したものであつて、四十人詰の実態を示したものであることが理解できるのである。享保八年の書付が計画の変更と考えられる根拠は他にもある。この二人増加について「御前え被差上候に不及」と將軍の意向を仰がずに有馬兵庫頭が判断を下しているが、これは計画の大綱が既に將軍へ上申のうえ承諾された後の修正であることを印象付けるものである。つまり、筆者の解釈では途中の交渉過程の記録が欠落していることを意味するが、享保八年十一月七日の書上の直前に朱書きで「享保八年十一月より同十三年申六月十日までの内、洩候分此度書足之」(『享保撰要類集二十八ノ上』、享保十九年寅八月)と収録漏れを明記していることから、その可能性は高いのである。また、「薬取」という部署の存在も計画であることを示している。この役割や実施の有無はまったく不明

であるが、これ以外の史料では見られない部署であり計画のみに終わったと考えられる。

『養生所書留』（天保三年十月）によると薬煎には薬を煎じる者とそれを配る者の最低二人は必要である。享保八年の計画では「式ヶ所 五人」であるから不足はない。くわえて、享保七年の計画では「病人扱・薬煎 當分は式人」とあるから、薬煎所は一ヶ所しか考えられないのである。ただし、この「當分は」が増員の計画を予想させるものであるが、奉行所による規模拡大の様相を見てわかるとおり、病人収容数やこれに伴う増築に計画性はなく、創建時に将来の増員を見込んで薬煎所を余分に設けていたと考えることは難しい。

二棟のうち、薬煎所が設けられたのは中病人部屋の方と考えられるが、その理由は、病人数の多い棟に置いた方が効率的であり、役所の主要な機能とも密接な関係になるからである。

以上の考察から復元した「施薬院住居之繪圖」を図11に示す。物置、蔵、腰掛、便所など付属施設については検証するすべがなく、「加藤直種図」を踏襲していることに注意されたい。

三、幕末から明治の養生所

幕末における養生所は、小宮山綏介の「養生所の始末」によると、慶應元年（一八六五）九月に奉行所から醫學館へ移管され、さらに明治元年（一八六八）六月に鎮台府の管理下に置かれ貧病院と称したとある。明治維新後、小石川御薬園は文部省や博物館の管轄を経て、明治八年に改めて文部省の所管となり博物館附属として「小石

川植物園」と呼ばれることになった。

養生所の建築は植物園となった後もしばらく存続していた。明治九年四月に植物園の画工（事務掛とも）の加藤竹齋によって描かれた『植物園一覽圖 竹齋寫』（東京大学大学院理学系研究科附属植物園蔵）に、養生所の姿をみることができ、作者の加藤竹齋は、

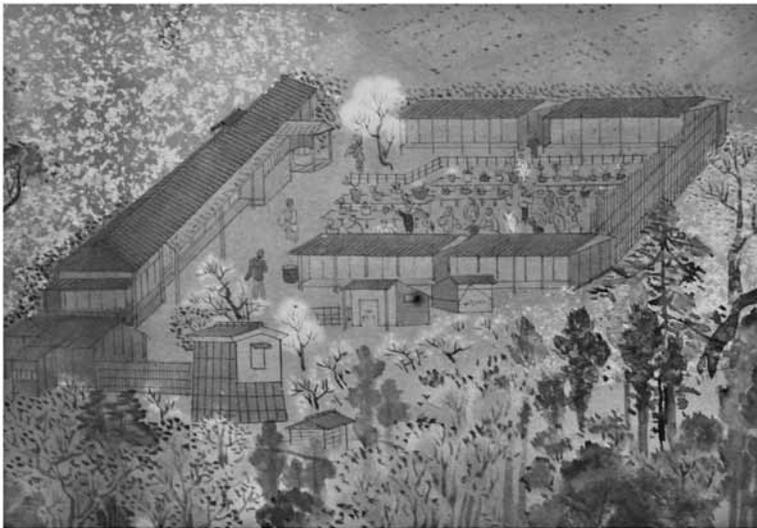


図12 明治9年の旧養生所（『植物園一覽圖 竹齋寫（部分）』、東京大学大学院理学系研究科附属植物園蔵）

平時は植物図を制作する画家であった。図は植物園の全景を描いたものであるが、養生所の部分をトリミングして図12に示す。

この「植物園一覽圖」は、養生所を表現する平面図以外の唯一の図面である。図中の養生所の役所部分は加藤直種図に改変が加えられたものになっており、本稿では取り上げなかったが、『旧幕府引継書』の記録内容に即したものである。この図に拠らなければ知りえない事として、台所の煙出しや門番所、御供部屋の状態があげられる。また、井戸場の屋形は開設時に近い規模に縮小していることもわかる。特に、病人部屋には大きな変化がみられ、嘉永期には四棟であった病人部屋が二棟しか描かれておらず、しかも各棟は中央で分断されている。病人部屋の中の空き地には鉢植えの樹木が台の上に並べられ、併せて数名の人物も描かれているから、植物園の施設として利用されていることがわかる。

「植物園一覽圖」と同時期の植物園内の施設状況は次のように記されている。「本園に從來一二の建物あり。其の一部は植物取調所に充て、他の一部は集會所として用ひ来りしも、後者は甚だ狹隘なるのみならず、腐朽して用に堪へざるに至れるを以て、明治十四年五月加藤本學綜理は之を取毀ち、其の跡に集會所新營の儀を文部省に伺ひ出で許可を得、直ちに工事に着手し、明治十五年二月に至りて竣工せり。(中略) 現存の集會所是れなり。」(『東京帝國大學五十年史下冊』、東京帝國大學、昭和七年) 集會所は植物園の南西の池畔にあり、位置からいって養生所とは無関係である。一方の植物取調所は、明治十四年の十月に植物園の東北に事務所と併設される建

築が新築落成したのであるが、それ以前の建物については不明であり、養生所を転用した可能性もある。また、明治十九年の行幸の際に天覧に供したとされる「植物園内略圖」では、養生所の跡地は「盆栽陳列場」となっており、五棟の建築物の輪郭が描かれているが、規模や配置は養生所のそれとは異なっている。以上のことから養生所の建築は明治十年代に終焉したと考えてよからう。(六)

謝辞

この文章をまとめるにあたり、東京大学工学系研究科建築学専攻藤井恵介教授には有用なる助言を多くいただきました。また東京大学大学院理学系研究科附属植物園邑田仁教授には画像を提供していただきました。その他お世話になりました皆様に感謝の意を表すものです。

(ふくはま よしひろ 岡山県立大学デザイン学部)

表1 現存が確認される養生所の絵図面

図番号	名称	原本制作時期	原本制作者	備考	図書名	所蔵(請求記号)
図1	屋敷渡預繪圖証文	享保7年	地割方		旧幕府引継書 屋敷渡預繪圖証文	国立国会図書館 (807-1)
図2	小石川養生所之圖	近代か	不明		大札記念図書 東京誌料	東京都立中央図書館 (東京誌料 673-12)
図3	養生所繪圖	享保19年か	町奉行所	近代の写し	東京市史稿救済第一巻	原本および写本所在不明
図4	養生所繪圖か	享保20年	加藤又左衛門		青木文藏御用薩摩芋作場見分繪 圖書付并養生所繪圖其外書付	国立国会図書館 (特1-2159)
図5	養生所惣繪圖	寛政年間	小十人か		新見文書	東京都公文書館 (記号なし)
図6	小石川養生所之圖	寛政年間	小十人か		新見文書	東京都公文書館 (記号なし)
図7	養生所繪圖 完	天保7年か	町奉行所	近代の写し	江戸明治期史料	東京都公文書館 (ZB-142)
図8	有形繪圖面	天保8年	町奉行所		旧幕府引継書 養生所書留	国立国会図書館 (808-47)
図9	模様替繪圖面	天保8年	町奉行所		旧幕府引継書 養生所書留	国立国会図書館 (808-47)

表2 享保19年から天保8年までの病人部屋(五棟形式)の規模と付属施設

名称	種別	年代 図面番号	病人部屋の規模(梁間×桁行) および雪隠の数量(箇所)										
			北病人部屋		九尺病人部屋		中病人部屋		新病人部屋		女病人部屋		仮女部屋
			母屋規模	雪隠	母屋規模	雪隠	母屋規模	雪隠	母屋規模	雪隠	母屋規模	雪隠	
養生所繪圖 (加藤直種図)	絵 図	図3	2間×20間 ※1	6	9尺×10間 ※1	6	2間×20間 ※1	5	2間×20間 ※1	3	2間×10間 ※1	4	
養生所病人部屋 惣体御修復仕様帳	仕様帳	寛政元年 6月	2間×20間	7	9尺×10間	5	2間×20間	5	2間×20間	4	2間×10間	4	
養生所惣繪圖 (新見文書 大)	絵 図	図4	不詳	4	(-)	6	(-)	4	(-)	4	(-)	3	
小石川養生所之圖 (新見文庫 小)	絵 図	図5	不詳	4	(-)	6	(-)	4	(-)	4	(-)	3	
養生所 御修復仕様帳 (計画)	仕様帳	天保5年 5月	2間×20間	8	9尺×2間※2	4	2間×22間※3	5	2間×22間※3	4	2間×10間	4	2間×10間
御大修覆 御建直シ仕様書	仕様帳	天保7年 8月	2間×20間	7	9尺×12間※3	5	2間×22間※3	5	2間×22間※3	4	2間×10間	4	2間×6間
養生所繪圖 完	絵 図	図7	2間×20間 ※1	7	9尺×10間 ※1	5	2間×20間 ※1	5	2間×20間 ※1	4	2間×10間 ※1	4	2間×6間
有形繪圖面	絵 図	図8	2間×20間	6	9尺×10間	5	2間×20間	4	2間×20間	4	2間×10間	4	

※1 () 図面に表記はなく図面から読み取った間数。
 ※2 2間は12間の誤りか。
 ※3 原文表記の通りで、葉煎所が含まれると考えられる。
 (-) 規模の記載はない。

表3 天保5年から8年の仕様帳に記載された病人部屋の工事規模 (単位: 間, 坪)

天保の修復時 面積比較	有形御修復・五棟形式									新規模様替・四棟形式								
	①			②			③			④			⑤			⑥		
	天保5 仕様帳の表記			天保7 仕様帳の表記			天保8 図の表記			天保5 仕様帳の表記			天保7 仕様帳の表記			天保8 仕様帳と図の表記		
	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積
北病人部屋	20.0	2.0	40.0	20.0	2.0	40.0	20.0	2.0	40.0	24.5	2.0	49.0	23.0	2.0	46.0	22.5	2.0	45.0
九尺病人部屋	12.0	1.5	18.0	12.0	1.5	18.0	10.0	1.5	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中病人部屋	22.0	2.0	44.0	22.0	2.0	44.0	20.0	2.0	40.0	23.0	2.0	46.0	23.0	2.0	46.0	22.5	2.0	45.0
新病人部屋	22.0	2.0	44.0	22.0	2.0	44.0	20.0	2.0	40.0	23.0	2.0	46.0	23.0	2.0	46.0	22.5	2.0	45.0
女病人部屋	10.0	2.0	20.0	10.0	2.0	20.0	10.0	2.0	20.0	10.0	2.0	20.0	10.0	2.0	20.0	10.0	2.0	20.0
病人部屋合計			166.0			166.0			155.0			161.0			158.0			155.0
総面積	251坪			254坪余			不明			259坪750			253坪874			254坪		

注: 病人部屋合計は筆者によるもので、史料には記されていない。

表4 天保8年の『出来形帳』に記載された面積

棟名	規模および付属施設	梁間×桁行	面積 (坪)
北部屋	梁間式間桁行式拾式間半	2間×22.5間	45.00
	前庇椽側巾四尺	4尺×22.5間	15.00
	口之方雪隠三ヶ所	3尺×6尺×3	1.50
	奥之方雪隠五ヶ所	3尺×3尺×5	1.25
	薬煎所式間に三間	2間×3間	6.00
	渡り廊下長四間巾四尺五寸	4.5尺×4間	3.00
中部屋	梁間式間桁行式拾式間半	2間×22.5間	45.00
	前庇椽側巾四尺	4尺×22.5間	15.00
	雪隠五ヶ所	3尺×6尺×5	2.50
	薬煎所式間に三間	2間×3間	6.00
	渡り廊下長四間巾四尺五寸	4.5尺×4間	3.00
	井戸場渡屋根八坪合五勺		8.25
新部屋	梁間式間桁行式拾式間半	2間×22.5間	45.00
	前庇椽側巾四尺	4尺×22.5間	15.00
	雪隠五ヶ所	3尺×6尺×5	2.50
	薬煎所式間に三間	2間×3間	6.00
	渡り廊下長四間巾四尺五寸	4.5尺×4間	3.00
女部屋	梁間式間桁行拾間	2間×10間	20.00
	前庇椽側巾三尺	3尺×5間	5.00
	雪隠四ヶ所	3尺×3尺×4	1.00
湯殿	梁間九尺桁行式間	9尺×2間	3.00
	渡り椽長四間巾三尺	3尺×4間	2.00
〆五棟	惣坪数 式百五拾四坪		254.00

表5 五棟形式と四棟形式の規模 (単位：間、坪)

天保の修復時 面積比較	有形御修復・五棟形式						新規模様替・四棟形式					
	天保5年						天保8年					
	病室部分			薬煎所部分			病室部分			薬煎所部分		
	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積	桁行	梁間	面積
北病人部屋	20.0	2.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.5	2.0	41.0	2.0	3.0	6.0
九尺病人部屋	10.0	1.5	15.0	2.0	2.5	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中病人部屋	20.0	2.0	40.0	2.0	2.5	5.0	20.5	2.0	41.0	2.0	3.0	6.0
新病人部屋	20.0	2.0	40.0	2.0	3.0	6.0	20.5	2.0	41.0	2.0	3.0	6.0
女病人部屋	10.0	2.0	20.0	0.0	0.0	0.0	10.0	2.0	20.0	0.0	0.0	0.0
各合計			155.0			16.0			143.0			18.0
病人部屋合計			171坪						161坪			

表6 病人定員数と面積

	病人定員 (人)	女看病人 (人)	人数合計 (人)	病室面積 (坪)	1人の面積 (坪/人)
享保7年	1722	40	42	不明	不明
享保8年	1723	57	59	不明	不明
享保8年	1723	100	102	115	1.13
享保14年	1729	140	142	155	1.09
享保14年	1729	150	2	152	1.02
享保18年	1733	120	2	122	1.55
不明		117	2	119	1.50
(天保8年に大規模改修がおこなわれた)					
天保14年	1843	117	2	119	1.43

注：病室面積には薬煎所は含まない。

表7 病人部屋をつなぐ渡り廊下の長さ

			北-九尺	九尺-中	中-新	新-女
			(A)	(B)	(C)	(D)
寛政元年6月	1789	仕様書	2間2尺	2間5尺余	2間5尺	2間2尺余
天保7年8月	1836	仕様書	2間2尺	3間	(記述なし)	2間5尺余
天保7年8月か	1836	図面	2間2尺	3間	2間5尺	2間1尺5寸

注：北-九尺は、北病人部屋と九尺病人部屋の間の距離を示す。他も同様である。

